

大阪市立小・中学校空調設備整備事業

要求水準書

令和6年4月

(令和6年5月22日 修正)

大阪市

目 次

第 1 総則	1
1. 本要求水準書の位置づけ	1
2. 事業目的	1
3. 本事業の基本方針	1
4. 設置対象施設等	2
5. 事業範囲	2
6. 本事業のスケジュール	4
7. 整備計画の策定	5
8. 事業実施に関する留意事項	5
9. 業務従事者に関する事項	6
10. 第三者の使用	6
11. 遵守すべき法制度等	6
12. 事業関連資料等の取扱い	6
13. 標準図に関する事項	7
第 2 設計業務要求水準	8
1. 基本事項	8
2. 設計業務の基本方針	9
3. 設計業務の要求水準	10
4. 設計業務実施にかかる留意事項	17
第 3 施工業務要求水準	18
1. 基本事項	18
2. 施工業務の基本方針	18
3. 施工業務の要求水準	19
4. 施工業務実施にかかる留意事項	22
第 4 工事監理業務要求水準	24
1. 基本事項	24
2. 工事監理業務の基本方針	24
3. 工事監理業務の要求水準	25
4. 工事監理業務実施にかかる留意事項	26
第 5 所有権移転業務要求水準	27
第 6 維持管理業務要求水準	28
1. 基本事項	28
2. 維持管理業務の基本方針	29
3. 維持管理業務の要求水準	29

4. 維持管理業務実施にかかる留意事項.....	31
第7 所有権移転後の移設業務要求水準.....	32
1. 基本事項.....	32
2. 移設業務に関する要求水準.....	32
別紙1 本事業の対象校一覧.....	1
別紙2 遵守すべき法制度等.....	13
別紙3 提出書類一覧(設計業務).....	16
別紙4 提出書類一覧(施工業務).....	18
別紙5 提出書類一覧(工事監理業務).....	23
別紙6 提出書類一覧(維持管理業務).....	24
別紙7 空調環境の標準提供条件.....	29
別紙8 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧.....	31

第1 総則

1. 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、大阪市（以下「本市」という。）が、大阪市立小・中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定にあたり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、選定事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

なお、本要求水準書における業務水準とは、入札説明書、入札説明書等に関する質問に対する回答、本要求水準書、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するにあたり満たすべき水準となる。

2. 事業目的

本事業は、小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備の整備について、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での実施による学校間の公平性を確保したうえで、環境保全に配慮して夏季及び冬季における室内の温熱環境の改善を行い、快適性や利便性等を確保しつつ、児童等に望ましい学習環境を安定的に提供することを目的とする。

また、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、本市の財政負担の縮減を図るものとする。

3. 本事業の基本方針

前項で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

(1) 学習に望ましい室内環境の提供

小・中学校における対象室の空調設備の整備等について、短期間での実施による学校間の公平性を確保しつつ、室内の温熱環境を改善することにより、児童等がより快適に学習できる室内環境を提供する。

(2) 「快適性・利便性」が提供でき、「安全性・保健性」を確保した空調設備の実現

空調設備は、児童等が学習するうえで快適と感じ、不便なく利用できる性能を備えたものとする。また、常に児童及び生徒、教職員、保護者、学校利用者並びに近隣住民等（以下「学校関係者」という。）が安全かつ健康的に教育活動等が行うことができるものとする。

(3) 安定したサービス提供

事業期間中は、資金不足等による事業途中でのサービス中止や故障等による長期にわた

るサービスの停止などなく、安定したサービスが提供できるものとする。

(4) ライフサイクルコストの縮減

トッランナー機器の導入によるエネルギーコストの縮減、設備の長寿命化、メンテナンスの省力化等に配慮した施設整備など、空調設備の設置に係る初期費用、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減を行うこととする。

(5) 環境保全

地球環境の保全に資するため、トッランナー機器の導入による効率的なエネルギーの利用やリサイクル材の利用等を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に向け、施工段階から運用期間終了まで必要な措置を講じるものとする。また、学校教育環境、周辺地域環境についても、事業の実施による影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じるものとする。

4. 設置対象施設等

対象となる施設は、別紙1に示す学校（以下「対象校」という。）の教室等（特別教室、一部の管理諸室等）（以下「対象室」という。）とする。各学校の対象室数は別紙8に示す。

ただし、事業期間中、選定事業者は本市が本事業の対象校または対象室、あるいは対象校と対象室を変更することを求めた場合、応じるものとする。変更後の各サービス対価の見直し方法については、事業契約書に定める。

5. 事業範囲

(1) 本事業が対象とする業務

本事業は、選定事業者が要求水準書に示された要求水準事項に沿って、下記の業務を行うものとする。

① 設計業務

- a. 設計のための事前調査業務
- b. 設計業務
- c. その他、付随する業務（設計図書に記載の水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

② 施工業務

- a. 施工のための事前調査業務
- b. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、

エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収、破壊。）

- c. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

③ 工事監理業務

- a. 施工に係る工事監理業務
- b. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

④ 所有権移転業務

- a. 施工完了後の本市への整備対象設備の所有権の移転業務

⑤ 維持管理業務

- a. 維持管理のための事前調査業務
- b. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- g. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

⑥ 所有権移転後の移設業務

- a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務
空調設備の移設業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。
なお、移設に伴い一時的に取り外した空調設備を保管する場所は市が別途指定する。

(2) 本事業が対象としない業務・事項等

- ・ 換気設備は本事業における整備対象設備には含まない。
- ・ 設計期間、ならびに施工期間中に既設空調設備に故障等が生じた場合には本市が別途対応を行うものとし、既設空調設備に対する故障等への対応は本事業の対象外とする。
- ・ 本事業で設置したカーテン等の維持管理は本市が行うため、本事業の対象外とする。
- ・ 受変電設備等の改修・増設に伴う保安管理等は別途市が対応する。したがって、受変電設備等の改修・増設に伴う保安管理等に要する費用増加分については、本事業の対象外とする。
- ・ 本市の職員、学校関係者による通常利用の範囲を超える最大需要電力の増加、本事業の対象外の建築設備による最大需要電力の増加に伴う負担および費用増加分については本事業の事業費に含めない。

6. 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおりとする。

① 設計期間

事業契約締結日～令和10年3月以内

② 施工期間

令和7年4月～令和10年3月以内

(施工期間の短縮については選定事業者提案による。)

③ 維持管理期間

令和7年度中～令和23年3月31日

令和7年度施工分 令和7年度中～令和23年3月31日

令和8年度施工分 令和8年度中～令和23年3月31日

令和9年度施工分 令和9年度中～令和23年3月31日

引き渡しを行った年度の次の年度の月初から維持管理期間を開始する。

ただし、選定事業者の提案により施工期間が1年以上短縮された場合（本市が施工時期を指定した学校を除く。）の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。

※②の施工期間中に、全ての整備対象設備を引き渡すものとし、引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。

※②施工期間の中で引き渡し完了するよう、対象校の整備順序を計画し、提案書に記載し本市に提出すること。なお、本計画には建替工事等により施工時期が重複しないよう

本市が施工時期を指定するものについては反映させるものとする。

※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。

7. 整備計画の策定

- ・ 本事業の遂行に際して、「6. 本事業のスケジュール」に示す施工期間の中で引き渡し completed するよう、対象校の整備順序を計画し、本市に提出すること。
- ・ 選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行うものとする。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。

8. 事業実施に関する留意事項

本事業の実施に関して、以下の事項に留意すること。なお、各業務における個別の留意事項は、本要求水準書の「第2」～「第7」において別途記載する。

(1) 事業計画について

- ・ 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成すること。
- ・ 事業計画には、事業実施にあたっての基本方針、実施体制、事業全体のスケジュール、資金計画及び事業収支計画といった内容を盛り込むこと。
- ・ 長期にわたって効率的、効果的かつ安定的に事業を遂行できるよう各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築すること。
- ・ 妥当性があり、かつ、実施可能な全体スケジュールを計画すること。
- ・ 資金計画や事業収支計画を立てるにあたっては、確実に事業資金を確保でき、事業を確実に遂行できる安定性の高い計画とすること。また、設計・施工の費用、維持管理の費用、エネルギー費用をあわせたライフサイクルコストの抑制を考慮することとする。

(2) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

- ・ 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、選定事業者が有するリスクを適切に配分することで、リスクの最小化を図るとともに、事業期間中に発生したリスクに対して適切な対応ができる方策を講じること。
- ・ 重大な契約不適合や故障等のリスク発生時においても適切な対応が可能となるよう、必要な資金と人員及び体制を確保すること。
- ・ 事業契約書で定める事業期間において、確実に事業の継続性を確保する仕組みや体制を構築すること。
- ・ 運転資金は、問題発生時においても資金不足に陥らないよう確実に確保できる方策を

講じること。

- ・ 通常の業務に加え、緊急時にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築すること。

(3) 地域経済への貢献

- ・ 事業の実施にあたり、大阪市中小企業振興基本条例（条例第 59 号 平成 23 年 11 月 1 日施行）の趣旨に鑑み、市内企業の協力体制に配慮する等、地域経済への貢献に積極的に取り組むこと。

9. 業務従事者に関する事項

選定事業者及び業務従事者は、以下の事項に従うこと。

- ・ 選定事業者及び業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めること。
- ・ 業務従事者は、本事業の実施場所が学校であることを踏まえ、良好な教育環境の維持に配慮し、本市及び対象校と十分に協議して事業実施を行うこと。
- ・ 本事業の実施にあたって、本市または対象校と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、本市または対象校からの指示があるときは、当該協議記録を提出すること。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、本市または対象校からの指示があるときは、当該協議記録等を提出すること。なお、申請書・届出等の副本は本市に提出すること。
- ・ 業務従事者が対象校に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用し、業務にあたること。

10. 第三者の使用

設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務を行うにあたって、構成員及び協力企業以外の第三者を使用する場合、事前に本市に届出すること。なお、空調機器のメーカー、メーカーサービス等による機器の調査・調整・計測・試運転・確認作業等については本市に届出する必要はないものとする。

11. 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務、の各業務の提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。対象となる法令等は、別紙 2 を参照すること。

ただし、別紙 2 での記載の有無に関わらず本事業に必要な法令を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用すること。

12. 事業関連資料等の取扱い

- ・ 本市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報

であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

- ・ 提供された資料等は、本事業に係わる業務以外で使用を禁じる。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- ・ 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時までにはすべて廃棄すること。

13. 標準図に関する事項

- ・ 実施方針 用語の定義に掲げる標準図の一部を抜粋した「別添資料 標準図（抜粋）」を実施方針等の公表に併せて本市ホームページに示す。
- ・ 「別添資料 標準図（抜粋）」は、本事業の入札参加者に向けた資料であることから、本事業への応募に関わる計画・検討・提案書作成等、ならびに本事業に係わる業務以外で使用を禁じる。また、不要になった場合には、速やかに削除をすること。

第2 設計業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

本要求水準書、選定事業者の提案等に基づき、対象校の対象室における空調設備の整備を行うために必要な設計を行うこと。設計業務には、以下の業務を含む。

- a. 設計のための事前調査業務
- b. 設計業務
- c. その他、付随する業務（設計図書に記載の水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(2) 業務の期間

契約締結日から各対象校における施工開始までの間で、選定事業者が計画すること。

(3) 設計体制及び管理技術者の配置

設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を管理技術者及び設計担当者として配置し、設計業務着手前に本市に通知すること。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者もしくは設計担当者として著しく不相当と本市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じること。

① 管理技術者

- ・ 業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出すること。
- ・ 管理技術者は、設計において、電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に反映できる者とし、設備設計一級建築士または建築設備士であること。
- ・ 管理技術者は、「② 設計担当者」の資格要件の「(ア)電気設備設計者」または「(イ)機械設備設計者」を兼ねることができるものとする。

② 設計担当者

(ア) 電気設備設計者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 設備設計一級建築士または建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ・ 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 大学（専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ・ 高等学校（専門課程）卒業後11年以上の電気設備設計実務経験を有する者

- ・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(イ) 機械設備設計者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 設備設計一級建築士または建築設備士で空調設備設計の実務経験を有する者
- ・ 一級管工事施工管理技士資格取得後 3 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後 3 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 大学（専門課程）卒業後 5 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 高等学校（専門課程）卒業後 11 年以上の空調設備設計実務経験を有する者
- ・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(4) 設計業務計画書の提出

設計業務着手前に、設計の方針を記した設計業務計画書を作成し、「別紙 3 提出書類一覧(設計業務)」に示す書類等とともに本市に提出すること。

(5) 設計内容の協議

設計にあたっては、本市と協議し行うこと。協議の方法、頻度など業務の詳細については選定事業者の提案による。

また、本市との協議内容については、書面（協議記録）に記録し、本市に提出すること。

(6) 設計変更

本市は、必要があると認めた場合、選定事業者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は事業契約書で定める。

(7) 業務の報告及び書類・図書等の提出

選定事業者は、定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙 3 提出書類一覧(設計業務)」に示す書類・図書等を様式を含めて作成のうえ、本市に提出すること。

なお、設計に関する書類・図書等の著作権は本市に帰属する。

2. 設計業務の基本方針

第 1. 2 で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により設計業務を実施する。

(1) 学習に望ましい室内環境の提供

室内の温熱環境を改善することにより、児童及び生徒がより快適に学習できる室内環境を提供するために必要となる検討を行うこと。また、対象校全体の特徴を踏まえ、各対象校の施工順序、時期などを検討し、全体の事業期間の短縮に努めること。

(2) 「快適性・利便性」が提供でき、かつ「安全性・保健性」が確保された空調設備の実現

空調設備は、児童等が学習するうえで快適と感じ、不便なく利用できる性能を備えたものを採用すること。また、常に学校関係者が安全かつ健康的に教育活動等が行えるよう、機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法を十分に検討すること。

(3) 安定したサービスの提供

安定したサービス提供に向け、機器の保守点検や故障などの緊急時に迅速な対応ができる作業スペースを確保した機器配置などを検討すること。また、将来の改修や改築等に伴う空調設備の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に配慮したゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易かつ速やかに行えるよう配慮すること。

(4) ライフサイクルコストの縮減

ライフサイクルコスト縮減策として、トップランナー機器及び作業の省力化が図れる配管材料の採用、各学校の状況に適したエネルギーの選択、機器の効率的な組み合わせ、メンテナンスの省力化及び機器更新を考慮した機器配置などの方策を検討すること。また、現地調査方法の効率化や設計図書の簡略化、統一化などにより設計業務における費用の縮減に努めること。

(5) 環境保全

環境負荷の低減策として、トップランナー機器やリサイクル材、リサイクル性の高いエコマテリアルの採用などの方策を検討することとする。また、機器配置の検討においては、学校教育環境への影響及び学校の周辺地域への影響（騒音、温風、臭気等）に配慮すること。

3. 設計業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 整備対象設備の性能（仕様、台数等）の決定にあたっては、長期間にわたって、学校関係者の利用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮すること。
- ・ 設計図書等には JIS 条件により運転した場合の機器能力で表記すること。
- ・ 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮すること。
- ・ 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行うこと。
- ・ 対象校において、将来、想定される学校の改修や改築工事等の際、空調環境の中断が生じないように配慮し、本市と十分に協議のうえ、機器の配置や配管ルートを決定すること。
- ・ 本事業には、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により整備対象設備の移設を含むため、整備対象設備の移設（「第 7 所有権移転後の移設業務要求水準」参照）を行う際に、移設・復旧が速やかな移設・復旧が可能となるように配慮すること。
- ・ アスベスト含有建材について関係法令、規則等を遵守すること。
- ・ 撤去材の再資源化に配慮すること。
- ・ 各学校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境

への影響及び学校の周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等）に配慮すること。
特に、機器設置完了後において問題が発生した場合には、その対処方策について検討し、本市と協議し、対処に当たること。

(2) 機器性能

- ・ 運転に関して有資格者等の常駐を必要としない機器とすること。
- ・ トップランナー機器の採用を行うこと。
- ・ 運用にあたっては、教職員による容易な管理・取扱いができること。
- ・ 新設する室外機及び室内機の能力は標準図に準ずるものとする。
- ・ 更新する室内機の能力は、標準図同等以上の能力のものに更新すること。
- ・ 室内機の更新にあたり、既存ドレン配管の設置高さや勾配の確認を行い、必要に応じてドレンアップを設置すること。
- ・ ヒートポンプエアコンはグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）や環境省 LD-Tech 認証制度によること。
- ・ GHP 室外機を設置する場合は、臭気低減仕様とすること。
- ・ 運転状況の把握やエネルギー消費状況に基づく適正運用の促進等の観点から、空調機器設備は、基本的に、各種運用関連データを含む遠隔監視システムの導入を行うこと。
- ・ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用すること。
- ・ 原則として、室内機は天吊形とすること。
- ・ 冷媒配管を再使用する場合、設置する室外機は更新（リプレース）用機器を用いること。
- ・ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置すること。
- ・ 機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮すること。

(3) 機器設置工事

- ・ 室外機は原則として屋上設置とする。また、地上部分に設置する面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意すること。
- ・ 更新する室外機は、原則として、既存の室外機撤去後のスペースを利用して設置すること。既存室外機が校舎の屋上、バルコニー等に設置されており、更新する機器類（基礎等を含む）の重量が既存設備のものよりも増加する場合は、標準図に則り設置することとし、本市の承諾を得ること。
- ・ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し当該規制値を遵守すること。
- ・ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生

等)を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮すること。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと。

- ・ 対象校の敷地形状、校舎や対象室の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行うこと。

(4) 機器以外の材料等

- ・ 冷媒管の保温は、原則として、露出部分は標準図に準ずること。
- ・ ドレン管の保温は、原則として、露出部分は標準図に準ずること。
- ・ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーとすること。
- ・ 屋外で使用するボルト、配管支持材は防食に配慮すること。
- ・ 屋内外を問わず学校関係者の手の届く位置にある配管、ダクト及び保温等の耐久性、耐衝撃性に留意すること。
- ・ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルを積極的に採用すること。

(5) 配管工事

- ・ 配管等のコンクリート壁の貫通は原則認めない。ただし、構造上支障のない場合は、この限りではない。
- ・ 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、標準図に準じた貫通処理等を行うこと。なお、サッシの改修にあたっては、教室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保するとともに、非常用進入口に代わる開口部を確保すること。なお、配管等によって既設カーテン等が全閉状態とならなくなった場合は、当該箇所に開閉可能なカーテンを設置する等、対象室の冷房エネルギーの削減を図るとともに適切な光環境を確保すること。

(6) エネルギーの供給に必要な設備

- ・ 使用するエネルギーは、電気、都市ガスとする。ただし、各学校の敷地条件等に配慮したエネルギーを選択すること。
- ・ 本事業に必要なガス、電気のエネルギーについて、既存のガス設備、電気設備の容量が不足する場合は、ガス設備及び電気設備の増設等を行い、十分なガス供給及び電力供給を確保すること。
- ・ 既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な変圧器容量をもつキュービクルを設置するか、十分な容量の変圧器に交換または増設を行うこと。変圧器の交換または増設にあたっては、原則として既存電気室内または既存キュービクル内で行うよう努めること。新たに既存設備外で増設する場合は、対象校及び本市と協議のうえ、設置位置を決定すること。
- ・ 変圧器の交換等に伴う附属機器等の交換や増設は、「第 1 総則 11 遵守すべき法制度

等」の事項に適合させること。

- ・ 動力負荷の増加により、力率の悪化が想定される場合には、力率が 85%未満にならないよう必要に応じてコンデンサを設置すること。
- ・ 取り替えまたは増設により新規に設置する変圧器は原則として、油入トップランナー変圧器を採用すること。
- ・ 受変電設備等が校舎内（屋上を含む）に設置されている場合、変圧器の入れ替え等に伴う荷重の確認を行うこと。荷重が受変電設備設置箇所の床等の積載荷重を上回る場合は、使用エネルギーの変更、受変電設備の校舎外への移設等を行うこと。
- ・ 更新する室外機に使用するエネルギーを既存の室外機に合わせる必要はないものとするが、同一対象校において更新する室外機に使用するエネルギーは、可能な限り、同一エネルギーを用いること。

(7) 電源工事

- ・ 屋外キュービクルまたは電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、原則として、架空または地中埋設（管路式）とすること。
- ・ 更新に伴い消費電力等に変更が生じる場合は、各室外機、室内機の消費電力等に見合った容量のブレーカー並びに配線に取り替えを行うこと。
- ・ 電気方式による空調導入校において、デマンドコントロールを実施する場合は、実際の空調設備の運用状況に応じてできるだけ快適な室内環境（対象室の室温が概ね「別紙 7 空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」を維持する室内環境）を確保すること。

(8) 更新工事における改修範囲

- ・ 既存設備の更新にあたっては、室外機、室内機、リモコンスイッチ、集中管理コントローラー等を撤去し、標準図に準じた能力の室外機、室内機を設置し、リモコンスイッチ、集中管理コントローラー等を新設すること。
- ・ 既存冷媒配管に関する劣化状況、配管長、配管径、使用されていた冷媒、冷凍機油の種類等を確認のうえ、冷媒配管の再使用が可能と判断された場合は、本市と協議を行い、配管洗浄等の措置を講じたうえで、再使用してもよい。
- ・ 既存の電源用配線、制御用配線及び配管の仕様や劣化状況等を確認のうえ、更新機器等に対して再使用が可能と判断された場合は、本市と協議を行い、再使用してもよい。
- ・ 既存の配管、配線等の再使用によって、機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかった場合は、選定事業者の負担によりこれらを新設し、速やかに空調環境の提供を行うこと。
- ・ 既存の配管、配線等の再使用が不可と判断される場合、または、再使用を行わないと判断する場合は、本市と協議を行い、これらを新設すること。この際、天井内等のいんぺい部分については、撤去を行わずに残置してもよい。
- ・ これらの工事に伴い、既存の天井ボードの取り外し及び復旧、天井点検口等の追加が必

要となる場合、選定事業者の負担で行う。

- ・ 機器本体並びに室内露出の配管、配線、リモコンスイッチ及びこれらの付属品を撤去すること。この際、天井内等のいんぺい部分については、撤去を行わずに残置してもよい。
- ・ 既存設備の撤去に伴い、天井、床、壁等の仕上面及び建具に生じた機器、配管、ダクト及び配線類(吊り金物、支持金物等を含む)の撤去跡の開口等は、ボード類の復旧や穴埋めを確実に行うこと。
- ・ 既存設備の撤去に伴い、天井、床、壁等の仕上面及び建具に著しく色味が異なる部分が生じた場合においては、意匠上の配慮として、類似の塗装色でタッチアップ、塗装を行うこと。
- ・ 開口等の閉塞を行う場合は、関係法令を遵守すること。
- ・ 機器等の撤去後に生じた天井開口は下地、仕上げとも既存天井材に合わせて確実に閉塞すること。
- ・ リモコンスイッチ等の撤去後に生じた壁面の開口は、化粧プレート等を取り付けること。
- ・ 室外機を撤去する場合は、機器本体並びに不要となる基礎(躯体と一体のものを除く)、屋外露出の配管、配線、盤類及びこれらの付属品を撤去すること。
- ・ 既存設備の撤去に伴い、外壁等の仕上面に生じた配管及び配線類(吊り金物、支持金物等を含む)の撤去跡の開口等は、穴埋め、補修等を確実に行うこと。
- ・ 室外機の撤去に伴い、撤去する室外機を取り囲むネットフェンス内に、継続使用または更新対象となる他系統の室外機が設置されていない場合、ネットフェンス及び基礎(躯体と一体のものを除く)を撤去すること。
- ・ 既設設備にセントラル方式空調設備がある対象校においては機械室内の熱源機器、付帯設備等、露出部の配管、露出部のダクト、露出部の保温・ラッキング材、架台、鋼材等を撤去し適切な方法により廃棄処理すること。それらの撤去により生じた躯体の開口部・スリーブ等は適切な方法で塞ぐこと。
- ・ ランチルーム(食堂)にある既設設備のセントラル方式の空調設備は、パッケージ式空調設備に更新すること。なお、既設ダクトを使用した方式の場合、既設ダクト等の再使用範囲は本市と協議により決定すること。既設設備のセントラル方式の空調設備を構成する機械室内の熱源機器、付帯設備等、露出部の配管、露出部のダクト、露出部の保温・ラッキング材、架台、鋼材等を撤去し適切な方法により廃棄処理すること。それらの撤去により生じた躯体の開口部・スリーブ等は適切な方法で塞ぐこと。
- ・ 整備対象設備には、既存設備との区別を明確にするために、色分シール等を堅固に取り付け、標示すること。特に、配管等を含めた共用設備について、既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるようにすること。なお、再使用する設備がある場合には、再使用する設備にも同様に色分シール等を堅固に取り付け、標示すること。

(9) 安全確保等

- ・ 設置する室内機及び室外機等は学校関係者の安全性、保全性、いたずら防止の観点から、

必要な対策を講じること。

- ・ 室外機、配管等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策（共振対策を含む）、排熱対策、排気臭気対策等を講じること。特に、学校関係者の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から、室外機、配管に容易に手が触れることのできる箇所ではフェンス等を取り付けるものとする。
- ・ 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、学校関係者の利用者の安全確保に留意すること。

(10) 支障移設

- ・ 室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を講じること。供用開始後に誤報が出た場合、選定事業者が感知器の移設（届出等を含む）を行うこと。
- ・ 整備対象設備の設置工事に際し、花壇、菜園、動物舎、鳥小屋、防球ネット、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、本市及び対象校と協議のうえ対応を決定し、選定事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りではない。
- ・ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、本市及び対象校の承諾を得て、移植または枝払いを行うことができるものとする。なお、記念樹は現状維持を原則とすること。
- ・ 室内機新設に伴い、既存照明器具を撤去・一時移設し、新たな器具を設置する必要がある場合は、本市に報告するとともに、本市の指示に従うこと。
- ・ 室外機、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、または機能復旧させることを原則とする。（例：敷地内の樹木の移植、敷地内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等。）

(11) 維持管理

- ・ 設計図書において、整備対象設備及び配管等を含めた共用設備について、本事業による整備分が明確に区分できるようにすること。なお、再使用する設備がある場合には、再使用する設備は本事業による整備分とする。
- ・ 屋上に設置する室外機は、原則として、メーカーの推奨する点検スペース等を設け、かつ、維持管理の作業を行う人員が安全に作業を行うことができるよう設置すること。維持管理の作業を行う人員が安全に作業を行うことができるよう設置ができない場合には保護柵・手すり等の維持管理の作業を行う人員が安全に作業を行うための設備を設置すること。
- ・ 屋上に設置する室外機に至る通路において、維持管理の作業を行う人員の安全を確保

- するため、背かご付のタラップ、手すり・保護柵等の設置を必要に応じて行うこと。
- ・ 将来の改修や改築等に伴う空調設備の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮すること。
 - ・ 改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないよう配慮すること。

(12) 運転管理方式

- ・ 整備対象設備は各室単位での個別運転が可能とすること。
- ・ 整備対象設備のうち、空調機器設備に係る運転管理方式は、対象校ごとの集中管理方式とし、以下を満たすこと。
 - ▶ 集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。集中管理コントローラーの設置場所は、原則、既存集中管理コントローラーの設置位置もしくはその近くとするが、本市または対象校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定すること。
 - ▶ 集中管理コントローラーは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮すること。
 - ▶ シーズンオフ時は、教室等のリモコンスイッチの操作を無効にできること。
 - ▶ シーズン中は教室等のリモコンスイッチの操作のうち、ON-OFF は許可し、温度設定は許可しないことが可能な機能を有すること。
 - ▶ 冷房・暖房の切替は、集中管理コントローラーで行い、各室のリモコンスイッチでの操作を禁止する機能を有すること。
 - ▶ 集中管理コントローラーで一括運転・停止操作ができ、全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）が可能な機能を有すること。
 - ▶ スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有すること。
 - ▶ 集中管理コントローラー上の表示と各教室名称との対応表を作成し、集中管理コントローラーの近傍に標示すること。
- ・ 授業のカリキュラム等、実際の教育活動に応じて柔軟な運用が可能な機器及びシステムとするよう配慮を行うこと。

(13) 計量器の設置

- ・ 対象校ごとに、整備対象設備の空調環境の提供に係る消費エネルギー量を一般消費分とは別に計量できるようにすること。
- ・ 整備対象設備の性能に関するモニタリング（選定事業者によるセルフモニタリング及び本市が実施するモニタリングをいう。）の実施及び対象校における設備の運用上の確認を行うことを目的として、以下の計測・計量が可能な設備を設置すること。

- ▶ 月別の室外機運転時間（室外機単位、月単位）
- ▶ 対象室ごと、日別の空調機器が運転状態にある時間（以下、「空調稼働時間」という。）（室内機単位、日単位）
- ▶ 月別のエネルギー消費量（対象校毎を単位とし、月単位とする）

(14) その他

- ・ 既設空調設備にはデマンドコントロール機能は付属していない。また、電気室にある既設デマンド監視装置を本事業に利用することはできない。

4. 設計業務実施にかかる留意事項

設計業務実施に関しては、以下の事項に留意すること。

(1) 設計業務計画について

- ・ 本事業の目的、設計業務の基本方針を踏まえ、設計業務計画を作成すること。
- ・ 設計業務計画には、業務実施にあたっての基本方針、実施体制、設計業務全体のスケジュールといった内容を記載すること。
- ・ 効率的、効果的かつ安定的に業務を遂行できるよう業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築すること。
- ・ 妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画すること。

(2) 設計要領書

- ・ 設計業務を統一的又は効率的に行うための業務管理に係る事項等を定めた設計要領書を作成すること。
- ・ 設計要領書には、空調設備の特徴、学校現場の安全、環境への配慮等について記載すること
- ・ 空調設備の特徴については、性能・機能・エネルギー方式等や各学校の敷地条件の違いに配慮した設置計画について配慮すべき点や工夫、将来の改修等を見据えた対応等について記載すること
- ・ 学校現場の安全を確保するために配慮すべき点や工夫について記載すること。
- ・ 環境への配慮等については、環境負荷の低減及びアスベストの飛散防止への対応における工夫等について記載すること。

第3 施工業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

業務水準に基づき整備対象設備の施工を行う。施工業務には、以下のものを含む。

- a. 施工のための事前調査業務
- b. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含む。）
- c. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(2) 業務の期間

「第1総則 6 本事業のスケジュール」に定める施工期間内に行うこと。

(3) 業務体制及び管理技術者の配置

施工業務を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工業務着手前に本市に提出すること。

① 技術者及び補助員について

選定事業者は、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で適切に配置すること。また、この技術者のもとに対象校ごとに補助員（監理技術者または主任技術者）を配置する等、迅速に対応できる体制を整えること。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

選定事業者は、施工計画書に基づき定期的に本市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙4 提出書類一覧(施工業務)」に示す書類・図書等を本市に提出し、承認を得ること。

2. 施工業務の基本方針

第1.2で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により施工業務を実施する。

(1) 学習に望ましい室内環境の提供

計画的な資材調達並びに作業員の安全・労働環境を確保しつつ効率的な作業を行うなど、施工期間の短縮に努めることとする。

(2) 「快適性・利便性」が提供でき、「安全性・保健性」が確保された空調設備の実現

品質・出来高管理等を行い、設備の性能を事業期間に渡って十分に発揮できるようにするとともに、学校現場の安全確保やアスベストの飛散防止を行うこと。

(3) 安定したサービス提供

機器の保守点検や故障などの緊急時に迅速な対応ができるような作業スペースを確保するなど、維持管理作業に配慮すること。

(4) ライフサイクルコストの縮減

材料調達における工夫や効率的な作業、手戻りをなくす施工管理など、施工業務における費用の縮減に努めること。

(5) 環境保全

廃棄物の削減や再資源化、排出ガス対策型建設機械の採用など環境負荷の低減に取り組みつつ、既存設備等の撤去時には、フロン類及びアスベスト含有建材の取り扱いには細心の注意を払うとともに、学校教育環境への影響及び対象校周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮すること。

3. 施工業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 選定事業者は、空調設備工事一式を施工すること。
- ・ 校門付近に工事用看板等により、法令等により求められる内容を掲示すること。
- ・ 工事施工その他、整備対象設備及び関連機器の設置等にあたって必要となる各種申請、届出等は、選定事業者の責任・費用において行うこと。
- ・ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、選定事業者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
- ・ 設置工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備すること。
- ・ 電気主任技術者の立会については選定事業者からの申出により、日時及び内容を本市と協議して決定すること。
- ・ 本事業期間中に対象校敷地内において、他の工事や作業等が行われる場合は、本市及び対象校を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めること。

(2) 品質管理

- ・ 業務水準チェックリスト（あらかじめ本市との協議によって選定事業者が作成するものを指す。）に基づき、自主的に施工状況や調整の結果等の内容を検査し、その結果を対象校毎に完成時に報告すること。
- ・ 以下の試運転調整を行うこと。なお、試運転調整の実施については、事前に本市に通知

すること。

- ▶ 風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温の測定（外気温度は、風通しがよく、日射が直接、温度計の感部に当たらない場所（百葉箱がある場合はその場所）とし、対象校毎に1点測定すること。また、室温は、標準的な対象室の場合、室中央部分とし、それ以外は、概ね65㎡につき1箇所以上で、床上1.0mの位置で測定すること。）
- ▶ 室内及び室外の機器騒音の測定
- ▶ 単位時間あたりのエネルギー消費量の測定（初期運転状態の記録）
- ・ 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出すること。設置した室内機、室外機及び受変電設備は、全ての機器について、図面と対応した写真を提出すること。また、工事状況写真、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出すること。
- ・ 施工完了後、業務水準チェックリスト等により、社内検査を実施すること。

(3) 既設設備の機能確保

- ・ 必要に応じて電力、ガス、水道等のエネルギー供給のための配管・配線の盛り替え等の措置を講じること。
- ・ 既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保すること。工事に伴い、やむを得ず機能が一時的に停止する場合は、事前に本市及び対象校と協議し、学校運営に支障が生じないよう必要に応じて代替措置を講じること。
- ・ 機械警備設備が工事上支障となる場合、本市、対象校及び本市が委託する機械警備設備管理業者等と協議のうえ、必要な措置を講じる。なお、この場合、施工等は警備管理業者が行い、必要な費用は全て選定事業者の負担とする。
- ・ 校内LAN設備が施工上支障となる場合、本市、対象校及び市が委託するLAN保守業者と協議のうえ、必要な措置を講じること。なお、この場合、動作確認、調整等はLAN保守業者が行い、必要な費用は全て選定事業者の負担とする。
- ・ 非常通報装置、火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保すること。やむを得ず稼働できない場合には、本市、対象校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じること。

(4) 安全管理

- ・ 工事の実施にあたっては、学校関係者に対する安全確保を最優先すること。
- ・ 工事の安全確保に関しては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこと。
- ・ 施工中は、「第1総則 11 遵守すべき法制度等」のほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止に努めること。

- ・ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び対象校と本市の要望するすべての箇所に仮囲い等により安全区画を設定すること。
- ・ 工事用車両の運行経路の策定にあたっては、学校関係者の安全に十分配慮し、事前に本市及び対象校との協議・調整を行うこと。
- ・ 大型資機材搬入時には警備員を配置する等、選定事業者の責任で安全の確保に配慮すること。
- ・ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行うこと。
- ・ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は、火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。
- ・ 作業時に学校内の器物や児童等の作品等を破損しないよう十分に注意すること。また、破損事故等が発生した場合は、対象校の管理者及び本市に直ちに連絡し、その指示に従うこと。
- ・ 教室、廊下等の天井ボード類に石綿が含まれている可能性のある場合、仕上面(天井内に存在する場合も含む)が石綿含有仕上塗材の可能性のある場合、または、吹付アスベスト等のアスベスト含有建材が使用されている可能性のある場合には、関係法令、規則等を遵守して施工を行うこと。
- ・ 吹付アスベストがある場合は、関係法令に基づき施工を行うこと。なお、この場合においては、原則として吹付アスベストが飛散しない工法を取ることとし、施工に当たっては吹付アスベストの飛散防止に十分考慮すること。

(5) 非常時・緊急時の対応

- ・ 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、あらかじめ防災マニュアルを作成すること。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。
- ・ 事前に対象校の管理者、本市も含めた緊急連絡簿を本市及び対象校に届け出ること。
- ・ 気象予報または警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めること。

(6) 近隣対策等

- ・ 選定事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他整備対象設備の設置により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、近隣対策を実施すること。
- ・ 近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に工事の内容、影響等について、近隣への周知を行うこと。

(7) 建設副産物の取扱い等

- ・ 施工中は、「第 1 総則 11 遵守すべき法制度等」のほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、環境の保全に努めること。
- ・ 工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用に努めること。
- ・ なお、既存設備等の撤去にあたって、銅管等の有価物が発生した場合、有価材処分とする。

(8) その他

- ・ 本市は、選定事業者が実施する試運転調整に立ち会うことができるものとする。
- ・ 実際の運転状況によって力率の改善が求められる場合等におけるコンデンサの追加設置等については、選定事業者が負担すること。

4. 施工業務実施にかかる留意事項

施工業務実施に関しては、以下の事項に留意すること。

(1) 施工業務計画について

- ・ 本事業の目的、施工業務の基本方針を踏まえ、事業計画を作成すること。
- ・ 施工業務計画には、業務実施にあたっての基本方針、実施体制、施工業務全体のスケジュールといった内容を記載すること。
- ・ 効率的、効果的かつ安定的に業務を遂行できるよう業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築すること。
- ・ 妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画すること。

(2) 現場作業日・作業時間

- ・ 「大阪市の休日を定める条例」（平成 3 年大阪市条例第 42 号）で定める日（以下、「休日」という。）は作業を行わないこととするが、危険な作業や断ガス、停電等学校行事に支障となる作業をやむを得ず休日に行う場合は、事前に対象校と十分協議を行うこと。
- ・ 学校行事等を確認し、事前に対象校と十分協議を行うこと。
- ・ 作業時間は、原則午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分までとする。
(対象校により、始業・終業時間が異なる点に留意すること。)
- ・ 騒音・振動を伴う作業は、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間に行うこと。
- ・ 授業中に作業を行う場合は、事前に対象校と十分協議を行うこと。

(3) 仮設計画

- ・ 現場事務所は対象校内に設けることを予定しないが、資材置場は本市と協議の上、設けることができる。
- ・ 設置工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に本市及び対象校に届け出て、承諾を得ること。
- ・ 駐車場の位置について、本市に承諾を得ること。なお、対象校敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。
- ・ 善良なる管理者の注意義務をもって、使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。
- ・ 対象校内に材料、工具等を保管する場合、対象校に了解を得たうえで保管し、保管場所には必ず施錠を行い管理すること。
- ・ 工事中も対象校が必要とする台数の駐輪・駐車スペースを確保すること。
- ・ 学校運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道、ガスを無償で合理的かつ常識的な範囲内で使用できるものとする。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を行うこと。
- ・ 対象校敷地内及びその付近において、喫煙を禁止する。

(4) 施工計画書

- ・ 工事の手順や工程、進捗管理や安全管理の方法など、工事を行うにあたって把握・管理すべきすべての内容をまとめた施工計画書を作成すること。
- ・ 安全管理については、要求水準を満たすために配慮する事項や工夫する内容などを記載すること。
- ・ 環境管理については、環境負荷の低減及びアスベスト含有建材の対応に関する内容を記載すること。

第4 工事監理業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に本市に対して工事及び工事監理の状況を報告すること。工事監理業務には、以下のものを含む。

- a. 施工に係る工事監理業務
- b. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(2) 業務の期間

「第1 総則 6 本事業のスケジュール」に定める施工期間内に行うこと。

(3) 工事監理者の配置

工事監理業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を配置し、工事監理業務着手前に本市に提出した後に対象校に通知すること。

- ・ 工事監理の業務を行う企業は、本事業における当該対象校の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならないこととする。
- ・ 本事業における当該対象校の施工業務の監理技術者が、当該校の工事監理者になることはできない。
- ・ 工事監理者が1人につき同時期に担当可能とする校数を選定事業者により提案すること。なお、業務の繁忙時期における支援体制も併せて示すこと。
- ・ 工事監理者の資格要件は、「第2 設計業務要求水準 1 (3) ② 設計担当者」に示す資格要件に準じること。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

定期的に本市に対して、工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙 5 提出書類一覧(工事監理業務)」に示す書類・図書等を本市に提出し、承認を得ること。

2. 工事監理業務の基本方針

第1. 2で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により工事監理業務を実施すること。

本市及び設計者、施工者との調整を適宜行いながら、品質管理や工程管理等を行い、施工業務が第3 施工業務要求水準及び提案内容が満たされるようにすること。また、工事監理や完成検査の実施に当たっては、作業の統一化、効率化を行うことにより、工事監理業務にお

ける費用の縮減に努めることとする。

3. 工事監理業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 選定事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、整備対象設備の設置工事の適切な監理に必要な業務を行うこと。
 - ▶ 設置、撤去及び関連工事等業務の工事監理
 - ▶ 設置、撤去及び関連工事等業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査
 - ▶ 協議記録の作成及び本市への提出

(2) 工事監理

- ・ 工事監理業務の完了にあたって、業務水準チェックリスト（あらかじめ、本市との協議によって選定事業者が作成することとする。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を本市に報告すること。
- ・ 工事監理者は、本市及び対象校に対し工事監理の状況を報告し、本市の確認を受けること。ただし、この確認は、施工の状況、業務水準に関する本市の認証を意味するものではない。また、工事監理者は、本市または対象校が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行うこと。
- ・ 業務水準に関しては、事業契約期間中に渡り選定事業者が担保する義務を有するものとする。完成確認の結果、業務水準を満たしていない場合には、速やかに補修または改善を行うこと。

(3) 選定事業者が行う完成検査

- ・ 工事完了時には、完成検査を行うこと。
- ・ 工事完了後、本事業において選任された工事監理者のうち、当該対象校の工事を担当した者以外の者の中から対象校ごとに検査員を選定して完成検査を行い、各対象校において、いずれも業務水準を満たしていることを確認すること。
- ・ 選定事業者は対象校ごとの当該完成検査の日程を事前に本市及び対象校に対して通知すること。
- ・ 工事監理者は、工事が完了するごとに本市に対して完成検査の結果報告を行うとともに、各学校に対しても完成検査の結果報告を行うこと。
- ・ 選定事業者は、本市に対しての完成検査の報告の際、完成検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(4) 本市が行う完成確認

- ・ 選定事業者は、施工記録を用意して現場で本市の確認を受け、本市は整備対象設備の状態が業務水準に適合するか否かについて完成確認を行う。ただし、完成確認をもって、選定事業者が要求水準適合の責任を免れるものではない。
- ・ 選定事業者は、完成確認に必要な工事完成図書を作成し、本市に提出すること。

(5) その他

- ・ 本市は、選定事業者が実施する完成検査に立ち会うことができるものとする。
- ・ 本市は、選定事業者による試運転調整及び完成検査の終了後、選定事業者立会いの下で完成確認を実施する。

4. 工事監理業務実施にかかる留意事項

工事監理業務実施に関して、以下の事項に留意すること。

(1) 工事監理業務計画について

- ・ 本事業の目的、工事監理業務の基本方針を踏まえ、工事監理業務計画を作成すること。
- ・ 工事監理業務計画には、業務実施にあたっての基本方針、実施体制、工事監理業務全体のスケジュールといった内容を記載すること。
- ・ 効率的、効果的かつ安定的に業務を遂行できるよう業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築すること。
- ・ 妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画すること。

(2) 工事監理要領書

- ・ 工事監理業務を統一的又は効率的に行うための業務管理に係る事項等を記載した工事監理要領書を作成すること。
- ・ 工事監理要領書には、施工業務における安全管理が確実に実施されるために、配慮する事項や工夫する内容などを記載すること。
- ・ 工事監理要領書には、施工業務における環境負荷の低減及びアスベスト含有建材の対応が確実に実施されるために、配慮する事項や工夫する内容などを記載すること。

第5 所有権移転業務要求水準

完成確認が完了した対象校は、本市または選定事業者の申出により、整備対象設備の所有権移転を行うことができる。ただし、整備対象設備の所有権移転は、令和7年4月から令和10年3月までの間に行い、令和10年3月までに全対象室の所有権移転を完了させること。なお、各整備対象設備の引き渡し日は年12回とし、毎月末日とする。

第6 維持管理業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

本要求水準書、事業契約書等に従い、整備対象設備の設置時の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行うこと。維持管理業務には以下のものを含む。

- a. 維持管理のための事前調査業務
- b. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- g. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(2) 業務の期間

「第1総則 6 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間内に行うこと。

(3) 維持管理担当技術者の配置

- ・ 維持管理業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を担当技術者として配置し、業務着手前に本市の承認を得ること。なお、維持管理業務の履行期間中において、その者が担当技術者として著しく不相当と本市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じること。
- ・ フロン排出抑制法に基づく、定期点検を実施する担当技術者は、業務開始時点で以下の資格等を有している者とする。
 - ▶ 冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

別紙6 提出資料一覧（維持管理業務）に記載の計画書及び報告書等を作成し、本市へ提出すること。

2. 維持管理業務の基本方針

第1. 2で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により維持監理業務を実施すること。

(1) 学習に望ましい室内環境の提供

保守点検や対象校に対する指導・助言を行うことにより、児童及び生徒が快適に学習できる室内環境を事業期間にわたって提供することとする。

(2) 「快適性・利便性」が提供でき、「安全性・保健性」を確保した空調設備の実現

設備の性能を事業期間に渡って十分に発揮できるよう保守点検を行い、故障等による騒音・振動によって、安全かつ健康的な教育活動等を阻害することのないようにすること。

(3) 安定したサービス提供

保守点検により故障等の発生を抑制するとともに、故障等の不具合発生時には、迅速に対応し、早期の復旧に努めることとする。

(4) ライフサイクルコストの縮減

機器寿命を延ばすための適切な保守点検や点検作業の省力化、消費するエネルギーコスト削減のための指導・助言を行うことにより、維持管理業務における費用の縮減に努めること。

(5) 環境保全

設備機器によって消費するエネルギー量の削減、冷媒漏洩の防止等により環境負荷低減に努めるとともに、対象校における空調設備の適切な運用を促すような指導・助言を行うこと。

3. 維持管理業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 「第1 総則 6 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間、整備対象設備を対象室において、空調環境を提供可能な状態に保つこと。
- ・ 業務の実施にあたっては、学校と十分協議のうえ、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。

(2) 空調環境の標準提供条件

- ・ 基本的な空調環境の提供条件を「別紙7 空調環境の標準提供条件」に示す。
- ・ 全対象室ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を本市及び対象校に報告すること。
- ・ 対象校ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を計測し、月ごとに計量・記録（電気にあつては、デマンド値を含む。）し、本市及び対象校に報告すること。

- ・ 事業期間にわたって、1 シーズンごとに対象校のうち 15 校程度の対象室の室内温度（集中管理コントローラーからのデータ抽出も可）及び外気温度等を測定または計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、対象となる学校は本市が指定する。
- ・ 業務水準が満たされていない場合は、本市または対象校の指示に基づき、所要の性能を速やかに回復するよう適切な処置を施すこと。

(3) 法定点検

- ・ 整備対象設備及び点検対象設備について、フロン排出抑制法に基づく「第 6 維持管理業務要求水準 1. 基本事項 (3) 維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検を実施し、その結果を記録し、本市及び対象校に報告すること。
- ・ 同法に基づく簡易点検は、シーズンイン点検に併せて実施すること。
- ・ これらの点検で、整備対象設備及び点検対象設備について冷媒の漏洩等が認められる場合は、本市及び対象校に報告し、整備対象設備については、速やかに対策を講じること。

(4) 故障等の不具合対応

- ・ 本市または対象校から整備対象設備に係る故障等の不具合の発生について連絡を受けた場合には、速やかに内容を調査し、本市または対象校に報告するとともに、業務水準を満たすよう迅速に対応策を講じること。
- ・ 上記の調査の結果、故障等の不具合によって、空調環境の継続的提供が困難になった場合には、速やかに業務水準を満たす代替品を調達し、空調環境を提供できる状態にすること。

(5) 整備対象設備の運用方法についての適正化に関する助言

- ・ 空調環境の提供開始時までには、対象校ごとに整備対象設備の概要、操作方法、省エネ運用の方法、不具合発生時の対処及び緊急連絡先等を記載した「運転マニュアル」を作成し、対象校に提供すること。
- ・ 空調環境の提供開始時までには、上記の「運転マニュアル」を用いて、各対象校において、整備対象設備の取扱方法及び操作方法についての説明、助言を行うこと。
- ・ 本市または対象校から整備対象設備の取扱方法及び操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び助言を行うこと。
- ・ 省エネルギーの推進等、整備対象設備の効率的な運用のために改善の余地がある対象校には、本市及び当該対象校に対して、整備対象設備の効率的な運用のための助言を行うこと。

(6) 事業終了後の配慮

- ・ 事業期間終了後も一定の性能を確保するため、事業最終年度の運用期間中に一斉点検（エネルギー性能、機器劣化状況等のデータ把握・分析・検証等）を行い、事業期間終了に向けた維持管理上の配慮（事業期間終了後における継続運用に向けた性能の確保）を行うこと。
- ・ 事業期間終了後における空調機器の運用や再整備等に向けた提案を行うこと。

(7) その他

- ・ 選定事業者は、本市が行うモニタリングに協力すること。

4. 維持管理業務実施にかかる留意事項

維持管理業務実施に関しては、以下の事項に留意すること。

(1) 維持管理業務計画について

- ・ 本事業の目的、維持管理業務の基本方針を踏まえ、維持管理業務計画を作成すること。
- ・ 維持管理業務計画には、業務実施にあたっての基本方針、実施体制、維持管理業務全体のスケジュールといった内容を記載すること。
- ・ 整備対象設備の故障等の不具合発生時には、迅速な対策がとれる体制を構築するとともに、改善等の処置が効率的に行えるよう対策を講じること。
- ・ 本市及び各対象校からの問合せ・照会等に対して、迅速に対応できる体制を構築すること。
- ・ 効率的、効果的かつ安定的に業務を遂行できるよう業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築すること。
- ・ 妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画すること。

(2) モニタリングについて

- ・ 各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認するセルフモニタリングの仕組みを導入すること。
- ・ セルフモニタリングについての計画を記載したセルフモニタリング計画書を作成すること。セルフモニタリング計画書にはセルフモニタリング項目、判断基準、実施方法、実施時期等を記載し、本市に提出して確認を得ること。
- ・ セルフモニタリングの結果を各業務の内容に反映するなど、サービスの質の維持、向上につなげる仕組みを構築すること。

第7 所有権移転後の移設業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

所有権移転後の移設業務には以下の業務を含む。

- ・ 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務

空調設備の移設業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき本市の負担とする。

(2) 業務の期間

所有権移転後の移設業務の業務期間は令和 22 年度末までとする。

2. 移設業務に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により、整備対象設備の移設（設備の保管を含む）が必要となった場合、本市の指示に基づき業務を実施すること。
- ・ 上記の整備対象設備の移設に係る費用は、本市の負担とし、本市は、当該移設設置に際し、別途に締結する契約に基づき、当該移設の費用を選定事業者に対して支払う。支払方法は、本市及び選定事業者が協議して定める。

別紙1 本事業の対象校一覧

●小学校

No.	学校名	所在地
1	滝川小学校	北区天満 1-24-15
2	堀川小学校	北区東天満 2-10-7
3	西天満小学校	北区西天満 3-12-21
4	菅北小学校	北区菅栄町 9-5
5	豊崎東小学校	北区長柄中 2-3-30
6	中津小学校	北区中津 3-34-18
7	大淀小学校	北区大淀中 4-10-33
8	豊仁小学校	北区長柄西 2-6-20
9	豊崎小学校	北区豊崎 4-5-9
10	扇町小学校	北区扇町 2-7-24
11	中之島小学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	北区中之島 6丁目
12	弘済小学校	吹田市古江台 6-2-2
13	桜宮小学校	都島区東野田町 1-10-19
14	中野小学校	都島区中野町 3-10-5
15	高倉小学校	都島区高倉町 3-3-10
16	淀川小学校	都島区毛馬町 3-5-39
17	都島小学校	都島区都島本通 3-10-3
18	内代小学校	都島区内代町 3-4-6
19	東都島小学校	都島区都島本通 4-24-20
20	大東小学校	都島区毛馬町 2-11-111
21	友渕小学校	都島区友渕町 1-3-123
22	友渕小学校（分校）	都島区友渕町 1-3-187
23	福島小学校	福島区福島 4-5-6
24	玉川小学校	福島区玉川 2-13-16
25	野田小学校	福島区野田 5-13-22
26	吉野小学校	福島区吉野 3-10-5
27	大開小学校	福島区大開 2-10-28
28	鷺洲小学校	福島区鷺洲 5-6-8
29	海老江東小学校	福島区海老江 1-6-19
30	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10
31	上福島小学校	福島区福島 7-4-33
32	西九条小学校	此花区西九条 4-3-41

No.	学校名	所在地
33	四貫島小学校	此花区四貫島 2-16-29
34	島屋小学校	此花区島屋 2-9-36
35	梅香小学校	此花区梅香 3-17-29
36	高見小学校	此花区高見 1-3-35
37	西島小学校	此花区西島 2-5-12
38	春日出小学校	此花区春日出中 1-13-23
39	玉造小学校	中央区玉造 2-3-43
40	南大江小学校	中央区農人橋 1-3-3
41	中大江小学校	中央区糸屋町 2-3-14
42	開平小学校	中央区今橋 1-5-7
43	高津小学校	中央区高津 3-4-21
44	南小学校	中央区東心齋橋 1-14-29
45	中央小学校	中央区瓦屋町 2-8-4
46	西船場小学校	西区江戸堀 1-21-28
47	日吉小学校	西区南堀江 4-9-19
48	九条南小学校	西区九条南 2-13-17
49	九条北小学校	西区九条南 4-7-38
50	本田小学校	西区川口 1-5-19
51	堀江小学校	西区北堀江 3-2-16
52	堀江小学校 (分校) ※令和6年4月開校	西区北堀江 4-3-6
53	明治小学校	西区阿波座 2-3-35
54	市岡小学校	港区市岡 3-2-24
55	磯路小学校	港区磯路 3-7-7
56	三先小学校	港区三先 2-6-32
57	田中小学校	港区田中 2-10-34
58	八幡屋小学校	港区八幡屋 3-3-5
59	波除小学校	港区波除 3-6-8
60	築港小学校	港区築港 1-10-38
61	南市岡小学校	港区南市岡 2-6-35
62	弁天小学校	港区弁天 2-9-35
63	三軒家西小学校	大正区三軒家西 1-20-26
64	泉尾東小学校	大正区千島 1-16-16
65	中泉尾小学校	大正区泉尾 3-23-34
66	北恩加島小学校	大正区泉尾 5-17-31
67	南恩加島小学校	大正区南恩加島 3-6-11
68	鶴町小学校	大正区鶴町 2-6-24

No.	学校名	所在地
69	泉尾北小学校	大正区泉尾 2-21-24
70	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28
71	三軒家東小学校	大正区三軒家東 2-12-59
72	小林小学校	大正区小林東 2-4-45
73	真田山小学校	天王寺区玉造本町 14-41
74	味原小学校	天王寺区味原町 8-19
75	五条小学校	天王寺区小宮町 9-28
76	聖和小学校	天王寺区寺田町 1-6-37
77	大江小学校	天王寺区四天王寺 1-9-18
78	生魂小学校	天王寺区上汐 4-1-25
79	栄小学校	浪速区浪速東 1-1-61
80	大国小学校	浪速区大国 1-9-3
81	敷津小学校	浪速区敷津東 3-9-32
82	塩草立葉小学校	浪速区塩草 1-4-31
83	難波元町小学校	浪速区元町 1-5-30
84	浪速小学校（日本橋小中一貫校）	浪速区日本橋西 1-7-6
85	柏里小学校	西淀川区柏里 2-13-33
86	野里小学校	西淀川区野里 2-21-13
87	姫里小学校	西淀川区姫里 2-8-24
88	姫島小学校	西淀川区姫島 1-10-4
89	福小学校	西淀川区福町 2-5-23
90	大和田小学校	西淀川区大和田 4-3-24
91	川北小学校	西淀川区中島 1-11-20
92	佃小学校	西淀川区佃 1-21-12
93	香簀小学校	西淀川区御幣島 6-5-25
94	御幣島小学校	西淀川区御幣島 3-5-5
95	歌島小学校	西淀川区歌島 2-5-18
96	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24
97	佃西小学校	西淀川区佃 2-15-30
98	神津小学校	淀川区十三元今里 2-3-12
99	田川小学校	淀川区田川 2-9-37
100	加島小学校	淀川区加島 1-60-28
101	三津屋小学校	淀川区三津屋中 1-4-14
102	新高小学校	淀川区新高 1-15-53
103	野中小学校	淀川区野中北 1-11-26
104	十三小学校	淀川区十三東 4-3-6
105	三国小学校	淀川区三国本町 3-9-18

No.	学校名	所在地
106	北中島小学校	淀川区宮原 5-3-4
107	塚本小学校	淀川区塚本 3-5-6
108	東三国小学校	淀川区東三国 6-3-24
109	新東三国小学校	淀川区東三国 3-9-10
110	宮原小学校	淀川区三国本町 1-16-44
111	西淡路小学校 (小中一貫 須賀の森学園)	東淀川区西淡路 5-5-32
112	菅原小学校	東淀川区菅原 6-3-25
113	新庄小学校	東淀川区上新庄 2-20-5
114	大隅東小学校	東淀川区瑞光 5-8-19
115	豊里小学校	東淀川区豊里 5-14-60
116	啓発小学校 (小中一貫校 むくのき学園)	東淀川区東中島 4-8-38
117	小松小学校	東淀川区小松 3-18-15
118	下新庄小学校	東淀川区下新庄 5-2-9
119	井高野小学校	東淀川区井高野 1-28-17
120	大桐小学校	東淀川区大桐 4-1-15
121	豊新小学校	東淀川区豊新 4-17-26
122	東井高野小学校	東淀川区井高野 2-8-28
123	大隅西小学校	東淀川区大隅 2-3-18
124	豊里南小学校	東淀川区豊里 5-12-41
125	大道南小学校	東淀川区大道南 1-23-6
126	東小橋小学校	東成区東小橋 3-10-37
127	大成小学校	東成区大今里西 3-2-62
128	中道小学校	東成区玉津 1-7-39
129	北中道小学校	東成区中道 2-9-20
130	中本小学校	東成区中本 4-2-32
131	東中本小学校	東成区東中本 2-9-3
132	今里小学校	東成区大今里 1-35-29
133	片江小学校	東成区大今里南 2-13-2
134	神路小学校	東成区大今里 4-6-19
135	深江小学校	東成区深江南 1-4-6
136	宝栄小学校	東成区神路 1-15-48
137	鶴橋小学校	生野区桃谷 2-20-32
138	東桃谷小学校	生野区勝山北 3-7-21
139	東中川小学校	生野区新今里 7-14-37
140	小路小学校	生野区小路 2-24-40
141	東小路小学校	生野区小路東 3-8-15
142	巽小学校	生野区巽中 3-12-5

No.	学校名	所在地
143	北巽小学校	生野区巽北 1-30-29
144	巽南小学校	生野区巽南 2-10-7
145	巽東小学校	生野区巽東 3-8-13
146	田島南小学校 (田島南小中一貫校)	生野区田島 5-23-7
147	大池小学校 (小中一貫校 大池学園)	生野区中川 3-4-3
148	清水小学校	旭区清水 5-1-12
149	古市小学校	旭区森小路 2-10-35
150	大宮小学校	旭区大宮 4-9-16
151	高殿小学校	旭区高殿 6-9-10
152	大宮西小学校	旭区中宮 1-8-14
153	生江小学校	旭区生江 1-10-21
154	城北小学校	旭区赤川 3-13-47
155	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13
156	太子橋小学校	旭区太子橋 1-12-15
157	高殿南小学校	旭区高殿 3-10-30
158	榎並小学校	城東区野江 4-1-28
159	関目小学校	城東区関目 6-5-5
160	鯉江小学校	城東区今福西 3-9-27
161	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35
162	中浜小学校	城東区中浜 2-12-35
163	鳴野小学校	城東区鳴野西 4-11-48
164	城東小学校	城東区鳴野東 3-16-41
165	諏訪小学校	城東区永田 2-15-5
166	すみれ小学校	城東区古市 2-6-38
167	東中浜小学校	城東区東中浜 5-4-5
168	放出小学校	城東区放出西 2-2-18
169	関目東小学校	城東区関目 4-12-15
170	森之宮小学校	城東区森之宮 1-6-64
171	鯉江東小学校	城東区今福東 1-3-26
172	榎本小学校	鶴見区今津北 1-5-35
173	茨田南小学校	鶴見区諸口 1-3-71
174	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66
175	鶴見小学校	鶴見区鶴見 4-14-10
176	今津小学校	鶴見区今津中 4-1-48
177	茨田東小学校	鶴見区茨田大宮 3-7-61
178	茨田西小学校	鶴見区横堤 5-13-61
179	横堤小学校	鶴見区横堤 1-11-83

No.	学校名	所在地
180	みどり小学校	鶴見区緑 2-4-45
181	鶴見南小学校	鶴見区鶴見 2-17-22
182	茨田小学校	鶴見区安田 2-1-8
183	焼野小学校	鶴見区焼野 1-3-44
184	高松小学校	阿倍野区天王寺町北 3-17-19
185	常盤小学校	阿倍野区松崎町 3-11-12
186	常盤小学校 (分校)	阿倍野区松崎町 3-2-9
187	金塚小学校	阿倍野区旭町 3-4-46
188	晴明丘小学校	阿倍野区晴明通 10-34
189	丸山小学校	阿倍野区丸山通 1-4-43
190	阿倍野小学校	阿倍野区阪南町 2-17-21
191	阪南小学校	阿倍野区阪南町 5-7-40
192	長池小学校	阿倍野区長池町 20-26
193	苗代小学校	阿倍野区阪南町 1-26-30
194	晴明丘南小学校	阿倍野区帝塚山 1-23-8
195	粉浜小学校	住之江区粉浜 2-6-6
196	安立小学校	住之江区住之江 1-4-29
197	加賀屋小学校	住之江区北加賀屋 2-5-26
198	住吉川小学校	住之江区西加賀屋 4-1-4
199	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-40
200	住之江小学校	住之江区御崎 4-6-43
201	平林小学校	住之江区平林南 2-6-48
202	加賀屋東小学校	住之江区東加賀屋 1-6-25
203	新北島小学校	住之江区新北島 6-2-56
204	南港光小学校	住之江区南港中 4-4-22
205	南港桜小学校	住之江区南港中 5-2-48
206	清江小学校	住之江区御崎 5-7-18
207	南港みなみ小学校 (咲洲みなみ小中一貫校)	住之江区南港中 3-5-14
208	東粉浜小学校	住吉区東粉浜 2-3-26
209	住吉小学校	住吉区帝塚山西 4-1-35
210	長居小学校	住吉区長居東 3-3-40
211	依羅小学校	住吉区我孫子 4-11-48
212	墨江小学校	住吉区墨江 2-3-46
213	遠里小野小学校	住吉区遠里小野 6-6-27
214	清水丘小学校	住吉区清水丘 2-9-41
215	南住吉小学校	住吉区南住吉 3-5-1
216	大空小学校	住吉区我孫子西 1-6-12

No.	学校名	所在地
217	大領小学校	住吉区大領 3-3-5
218	苧田小学校	住吉区苧田 3-5-34
219	山之内小学校	住吉区山之内 2-17-39
220	苧田南小学校	住吉区苧田 10-1-35
221	苧田北小学校	住吉区苧田 1-11-39
222	北田辺小学校	東住吉区北田辺 3-11-14
223	田辺小学校	東住吉区田辺 2-3-34
224	東田辺小学校	東住吉区東田辺 2-14-6
225	南田辺小学校	東住吉区南田辺 4-3-4
226	育和小学校	東住吉区杭全 4-10-12
227	鷹合小学校	東住吉区鷹合 3-12-38
228	今川小学校	東住吉区今川 4-24-4
229	矢田小学校 (やたなか小中一貫校)	東住吉区矢田 3-4-27
230	矢田東小学校	東住吉区住道矢田 2-7-43
231	矢田西小学校	東住吉区公園南矢田 2-15-43
232	矢田北小学校	東住吉区照ヶ丘矢田 2-1-55
233	湯里小学校	東住吉区湯里 6-8-3
234	長谷川小学校	柏原市円明町 3-15
235	喜連小学校	平野区喜連 7-6-4
236	平野小学校	平野区平野宮原 1-9-29
237	長吉小学校	平野区长吉長原 2-6-55
238	瓜破小学校	平野区瓜破 5-3-11
239	加美小学校	平野区加美正覚寺 3-13-35
240	加美南部小学校	平野区加美南 1-9-17
241	平野南小学校	平野区平野南 2-3-8
242	長吉東小学校	平野区长吉出戸 8-8-41
243	喜連西小学校	平野区喜連西 3-17-61
244	長吉南小学校	平野区长吉六反 3-2-17
245	瓜破北小学校	平野区瓜破 1-8-33
246	長原小学校	平野区长吉長原東 3-10-9
247	喜連東小学校	平野区喜連東 2-2-17
248	瓜破東小学校	平野区瓜破東 2-5-78
249	加美北小学校	平野区加美北 7-4-10
250	長吉出戸小学校	平野区长吉出戸 3-1-43
251	瓜破西小学校	平野区瓜破西 2-1-43
252	加美東小学校	平野区加美東 5-9-25
253	川辺小学校	平野区长吉川辺 1-4-9

No.	学校名	所在地
254	新平野西小学校	平野区背戸口 1-5-22
255	天下茶屋小学校	西成区聖天下 1-11-35
256	岸里小学校	西成区千本中 1-8-22
257	玉出小学校	西成区玉出中 2-13-48
258	千本小学校	西成区千本中 2-8-8
259	橘小学校	西成区橘 2-1-29
260	長橋小学校	西成区長橋 2-3-21
261	北津守小学校	西成区北津守 3-3-40
262	南津守小学校	西成区南津守 6-1-14
263	新今宮小学校 (いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32
264	まつば小学校	西成区梅南 3-2-25

●中学校

No.	学校名	所在地
265	北稜中学校	北区天満橋 1-1-58
266	大淀中学校	北区大淀中 2-1-11
267	豊崎中学校	北区本庄東 3-4-8
268	新豊崎中学校	北区長柄東 2-2-30
269	天満中学校	北区神山町 12-9
270	中之島中学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	北区中之島 6丁目
271	弘済中学校	吹田市古江台 6-2-2
272	高倉中学校	都島区御幸町 1-1-10
273	桜宮中学校	都島区東野田町 5-16-10
274	都島中学校	都島区中野町 3-9-33
275	淀川中学校	都島区毛馬町 3-5-12
276	友渕中学校	都島区友渕町 1-5-151
277	八阪中学校	福島区鷺洲 6-1-13
278	下福島中学校	福島区玉川 1-4-11
279	野田中学校	福島区吉野 5-9-4
280	春日出中学校	此花区春日出南 1-2-8
281	梅香中学校	此花区春日出北 3-12-24
282	東中学校	中央区大手前 4-1-5
283	南中学校	中央区島之内 1-10-23
284	上町中学校	中央区上本町西 3-2-30
285	西中学校	西区千代崎 3-1-43
286	花乃井中学校	西区江戸堀 2-8-29
287	市岡中学校	港区磯路 1-5-21
288	港中学校	港区池島 1-5-35
289	港南中学校	港区三先 1-5-28
290	市岡東中学校	港区市岡元町 3-2-18
291	大正東中学校	大正区三軒家東 4-4-30
292	大正中央中学校	大正区小林東 3-23-5
293	大正西中学校	大正区南恩加島 6-14-37
294	大正北中学校	大正区北村 3-1-1
295	天王寺中学校	天王寺区北河堀町 6-20
296	夕陽丘中学校	天王寺区小宮町 6-28
297	高津中学校	天王寺区城南寺町 1-31
298	難波中学校	浪速区塩草 1-1-59

No.	学校名	所在地
299	日本橋中学校（日本橋小中一貫校）	浪速区日本橋西 1-7-6
300	木津中学校	浪速区戎本町 1-3-46
301	心和中学校 ※令和6年4月開校	浪速区日本橋東 3-1-23
302	淀中学校	西淀川区大和田 6-13-6
303	西淀中学校	西淀川区姫島 6-10-5
304	歌島中学校	西淀川区歌島 2-11-9
305	佃中学校	西淀川区佃 2-15-93
306	十三中学校	淀川区十三東 5-1-27
307	新北野中学校	淀川区新北野 2-13-37
308	三国中学校	淀川区西三国 2-5-24
309	美津島中学校	淀川区加島 1-54-41
310	宮原中学校	淀川区西宮原 3-3-2
311	淡路中学校（小中一貫 須賀の森学園）	東淀川区西淡路 4-25-53
312	柴島中学校	東淀川区柴島 2-8-36
313	瑞光中学校	東淀川区瑞光 4-9-37
314	中島中学校（小中一貫校 むくのき学園）	東淀川区東中島 4-8-38
315	東淀中学校	東淀川区豊里 6-25-19
316	井高野中学校	東淀川区井高野 2-8-13
317	新東淀中学校	東淀川区豊里 1-10-32
318	大桐中学校	東淀川区大桐 4-5-8
319	東陽中学校	東成区深江北 2-5-7
320	本庄中学校	東成区東中本 3-14-2
321	玉津中学校	東成区玉津 1-12-36
322	相生中学校	東成区神路 2-8-16
323	大池中学校（小中一貫校 大池学園）	生野区中川 6-3-6
324	桃谷中学校	生野区勝山北 3-13-44
325	田島中学校（田島南小中一貫校）	生野区田島 5-23-7
326	東生野中学校	生野区新今里 7-9-25
327	巽中学校	生野区巽中 3-17-20
328	新生野中学校	生野区巽東 3-3-12
329	新巽中学校	生野区巽南 4-2-53
330	旭陽中学校	旭区高殿 5-9-31
331	大宮中学校	旭区中宮 4-7-11
332	旭東中学校	旭区新森 6-7-25
333	今市中学校	旭区大宮 5-13-40
334	放出中学校	城東区放出西 3-12-10
335	蒲生中学校	城東区中央 3-9-24

No.	学校名	所在地
336	城陽中学校	城東区鳴野西 3-3-64
337	董中学校	城東区古市 1-18-4
338	城東中学校	城東区永田 3-3-44
339	鯉江中学校	城東区今福西 4-7-20
340	茨田中学校	鶴見区諸口 3-4-44
341	緑中学校	鶴見区鶴見 6-6-11
342	茨田北中学校	鶴見区茨田大宮 1-1-31
343	今津中学校	鶴見区今津中 1-3-55
344	横堤中学校	鶴見区横堤 1-11-27
345	昭和中学校	阿倍野区桃ヶ池町 2-3-17
346	文の里中学校	阿倍野区美章園 1-5-52
347	阪南中学校	阿倍野区北畠 1-16-24
348	松虫中学校	阿倍野区松虫通 3-4-45
349	阿倍野中学校	阿倍野区昭和町 3-2-4
350	住吉第一中学校	住之江区粉浜西 1-5-11
351	住之江中学校	住之江区御崎 8-1-6
352	新北島中学校	住之江区新北島 8-2-46
353	南港北中学校	住之江区南港中 4-3-39
354	南港南中学校 (咲洲みなみ小中一貫校)	住之江区南港中 3-5-14
355	真住中学校	住之江区御崎 2-2-32
356	三稜中学校	住吉区千躰 1-5-22
357	我孫子中学校	住吉区我孫子東 1-4-32
358	住吉中学校	住吉区帝塚山西 3-5-6
359	大和川中学校	住吉区遠里小野 2-11-4
360	東我孫子中学校	住吉区荻田 1-16-2
361	墨江丘中学校	住吉区墨江 4-15-34
362	大領中学校	住吉区大領 4-3-25
363	我孫子南中学校	住吉区浅香 1-8-55
364	東住吉中学校	東住吉区桑津 5-17-25
365	中野中学校	東住吉区中野 4-4-25
366	白鷺中学校	東住吉区今川 1-2-21
367	矢田南中学校 (やたなか小中一貫校)	東住吉区矢田 3-4-27
368	矢田西中学校	東住吉区公園南矢田 2-12-47
369	長谷川中学校	柏原市円明町 3-15
370	長吉中学校	平野区长吉長原東 1-6-15
371	加美中学校	平野区加美正覚寺 3-13-46
372	長吉西中学校	平野区长吉長原西 3-8-21

No.	学校名	所在地
373	喜連中学校	平野区喜連西 6-2-11
374	長吉六反中学校	平野区長吉六反 4-9-61
375	瓜破西中学校	平野区瓜破西 2-12-22
376	加美南中学校	平野区加美南 1-10-15
377	天下茶屋中学校	西成区橘 1-8-2
378	今宮中学校 (いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32
379	成南中学校	西成区千本中 1-17-10
380	鶴見橋中学校	西成区長橋 3-9-23
381	玉出中学校	西成区玉出西 1-15-37
382	梅南中学校	西成区梅南 3-3-17

●義務教育学校

No.	学校名	所在地
383	生野未来学園	生野区生野西 3-5-40

別紙2 遵守すべき法制度等

1. 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 道路交通法
- ・ 文化財保護法
- ・ 手すり先行工法等に関するガイドライン
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

2. 条例等

- ・ 大阪市建築基準法施行条例

- ・ 大阪市建築基準法施行細則
- ・ 大阪市環境基本条例
- ・ 大阪市暴力団排除条例
- ・ 大阪市の休日に関する条例
- ・ 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例
- ・ 大阪市グリーン調達方針
- ・ その他、対象校が立地する市町村における火災予防条例、下水道条例等、本事業に係る関係条例

3. 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にすること（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。なお、基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について本市及び選定事業者で協議を行う。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）

- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）
- ・ 各種計算基準（一般社団法人 日本建築学会）

その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令 等

別紙3 提出書類一覧(設計業務)

1. 着手前に提出する書類^{※1}

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※2}	1	A4	
2	再委託承諾願	2	A4	必要時に提出
3	設計業務計画書	1	A4	
4	着手届	1	A4	
5	業務工程表	1	A3	
6	管理技術者等届	1	A4	経歴書等 ^{※3} を含む
7	設計要領書	1	A4	
8	大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書	1	A4	下請負人
9	個人情報取扱作業責任者届	1	A4	

※1 本市の求めに応じて、選定事業者と設計業務を行う企業との契約書の写しを提出すること。

※2 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

※3 管理技術者の資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出すること。

2. 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務報告書	1	A4	1ヶ月ごと

3. 設計完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※1}	1	A4	
2	業務完了届	1	A4	
3	打合せ議事録	1	A4	
4	設計図	1	A4	A3 二つ折り製本
5	設計計算書 ^{※2}	1	A4	
6	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	対象校別と全対象校の集計
7	成果品引渡書	1	A4	

- ※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。
- ※2 校舎等への荷重が変わる場合は、構造計算書で確認を行った旨を報告書として提出すること。

別紙4 提出書類一覧(施工業務)

1. 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※ ¹	1	A4	
2	施工業務計画書	1	A4	
3	工事着手届	1	A4	
4	現場代理人・主任技術者通知書※ ²	1	A4	
5	予定工程表	1	A3	
6	下請負人(受任者)通知書	1	A4	1次下請のみ
7	再下請通知書	1	A4	下請編成表、作業員名簿とも
8	電気保安技術者届※ ³	1	A4	
9	建設業許可証(写)	1	A4	
10	工事カルテ受領書	1	A4	着工登録工事カルテ受領書
11	施工体制台帳の写し及び施工体系図	1	A3	
12	施工計画書	2	A4	対象校ごと(工事概要、工程表、現場組織表(品質管理体制)、安全管理計画(安全管理体制)、使用機材一覧表、施工方法、施工管理計画、仮設計画図、交通管理計画、環境対策、建設廃棄物処分計画書、建設発生土処分計画書を綴じ込む)
13	労災保険成立証明書	1	A4	
14	建設業退職金共済制度関連書類	1	A4	証紙購入計画書、掛金収納書届、掛金収納書提出不要届、加入不要届、証紙保有枚数届、証紙交付状

				況報告書、退職金共済手帳取得促進指導簿(月単位集計表含む)、制度加入促進指導簿、非共済就労状況報告書、退職金共済手帳、証書貼付欄写し
15	建設工事保険証書、組立保険証書	1	A4	
16	大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書	1	A4	下請負人
17	緊急連絡体制表	1	A4	
18	各官公署への届出書類	1	A4	
19	社会保険等に関する誓約書	1	A4	様式は本市指定

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出すること。

※3 資格を証する書類及び経歴書を提出すること。

2. 工事中間に提出する書類

No.	品 目	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※1}	1	A4	
2	工事週報	1	A4	
3	打合せ議事録	1	A4	
5	実施工程表	1	A4	月間・週間・進捗 状況報告等
6	施工図	2	A3	
7	納入仕様書	1	A4	
8	機材検査試験成績報告書	1	A4	
9	施工検査試験成績報告書	1	A4	
10	関係官庁届出書	1	A4	写し
11	施工体制台帳変更部分の写し	1	A3	
12	CORINS・途中変更工事カルテ受 領書	1	A4	
13	安全管理実施報告書	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

3. 工事完成時に提出する書類

No.	品 目	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※ ¹	1	A4	
2	工事完了届	1	A4	
3	CORINS・竣工工事カルテ受領書	1	A4	
4	工事	1	A4	
	施工写真			
5	写真	1	A4	
	完成写真			
6	完成図書	2	A4	
	機器別完成図			
	機器性能試験報告書			
	測定試験報告書			絶縁耐力試験報告書、絶縁抵抗(高・低圧)測定報告書、接地抵抗測定報告書、ガス工事漏洩検査報告書、水圧試験結果報告書等
	総合試運転報告書			
	機器取扱説明書			
	緊急連絡先一覧			
	各種保証書			
7	完成確認報告書	1	A4	
8	関係官庁届出書類	1	A4	副本
9	産業廃棄物管理票(A票、D票、E票)	1	A4	
10	フロン類回収に係る書面(回収依頼書または委託確認書、引取証明書、再生証明書または破壊証明書)	1	A4	更新対象校のみ
11	備品・鍵引渡書・同リストの写し	2	A4	対象校ごと
12	備品・鍵引受領書の写し	1	A4	対象校ごと
13	完成図	1	A4	A3二つ折り製本

		1	CD-ROM	JWW、DXF、 PDF 形式
14	完成写真	1	CD-ROM	JPG 形式
15	工事用電気・水道・ガス使用量計算 書	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙5 提出書類一覧(工事監理業務)

1. 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※1}	1	A4	
2	工事監理業務計画書	1	A4	
3	工事監理者届	1	A4	経歴書等 ^{※2} を含む
4	工事監理着手届	1	A4	
5	工事監理要領書	1	A4	
6	工程表	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類の提出すること。

2. 業務中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	工程表	1	A4	
2	業務報告書	1	A4	1ヶ月ごと
3	質疑・協議応答書	1	A4	
4	指示・連絡事項	1	A4	

3. 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ^{※1}	1	A4	
2	業務完了届	1	A4	
3	完成検査記録	1	A4	
4	打合せ議事録	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙6 提出書類一覧(維持管理業務)

維持管理業務中、以下に記載する書類・図書等を作成し、本市に提出して確認を得ること。

【維持管理業務期間中】

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	維持管理業務計画書	1	任意	
2	年間業務計画書	1	任意	
3	半期業務報告書 (夏季・冬季)	1	任意	
4	月次報告書	1	任意	
5	保守点検報告書	1	任意	
6	不具合調査報告書	1	A4	
7	不具合改善報告書	1	A4	
8	機器一覧表	1	任意	
9	機器位置、機器一覧を 記載した平面図	1	任意	
10	年度収支計画書	1	任意	
11	年度収支報告書	1	任意	
12	年度業務実績報告書	1	任意	

1. 維持管理業務計画書

- ・ 事業契約の締結後、要求水準書をもとに、事業者提案書類で提案された内容を含めて、維持管理業務計画書等に規定すること。
- ・ 維持管理業務の実施に必要な計画書、手順書、帳票等（以下、「維持管理業務計画書等」という。）を作成し、本市の承認を得ること。維持管理業務計画書等に記載する内容を以下に示す。
 - ▶ 業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、本市への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他必要となる文書・帳票・様式（年間計画書、月間計画書、基準表、記録、点検表等）

2. 年間業務計画書

- ・ 事業年度ごとの維持管理業務開始の1箇月前までに、対象校ごとに年間業務計画書として作成し、本市に提出して確認を得ること。
- ・ 事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校における維持管理業務の業務計画を記載した年間事業計画書を作成し、本市に提出すること。ただし、初年度は空調環境の提

供開始時の前までに提出すること。

3. 半期業務報告書(夏季・冬季)

維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書及び冬季の業務報告書は、夏季、冬季終了から 10 営業日以内に市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、本市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。

- ① 対象校別の夏季・冬季のガスエネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録
- ② 対象校別の室内機の運転時間の計測記録
- ③ セルフモニタリング結果報告
 - ※セルフモニタリングの結果、改善工事が必要であると判断した場合は、改善方法等を検討し、改善方法や改善工事の実施日等について、本市及び対象校と協議し、承諾を得ること。
 - ※上記のセルフモニタリング結果報告に基づき、改善工事を実施した場合は、改善報告を作成し、本市に提出して確認を得ること。

4. 月次報告書

- ・ 当該期間の整備対象設備の維持管理業務の状況に関する月次報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。
- ・ 上記の報告書の内容は、以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。
 - ▶ 本市が別途 1 シーズンごとに指定する対象校別の整備対象設備に係る月別エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分）
 - ▶ 本市が別途 1 シーズンごとに指定する対象校における整備対象設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値（室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値）
 - ▶ 本市が別途 1 シーズンごとに指定する対象校における整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の日別・月別空調稼動時間
 - ▶ 本市が別途 1 シーズンごとに指定する対象校における整備対象設備に係る対象室別室内温度等測定記録（当該月に測定対象となった学校における対象室分）
 - ▶ 維持管理実施記録
 - ▶ 負荷率は、「別紙 7 空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。

5. 保守点検報告書

維持管理業務期間中、対象校ごとに業務工程表に定める時期に、以下に記載する内容の保守点検を実施し、保守点検報告書として作成し、半期業務報告書とあわせて市に提出すること。なお、保守点検の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市又は対象校が

要望する日程で実施すること。選定事業者は、維持管理業務の一環である整備対象設備及び点検対象設備の法定点検に際しては、フロン排出抑制法に基づく冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市に報告する。この際、冷媒の漏洩等が認められる場合は、市に報告し、速やかに対策を講じること。

- ① フィルター清掃（交換）実施記録
- ② メーカーが定める定期点検実施記録
- ③ フロン排出抑制法に基づく定期点検等の実施記録
- ④ その他、必要に応じて実施した保守点検実施記録

6. 不具合調査報告書

- (ア) 維持管理業務期間中、本市及び対象校から空調設備使用に起因する学習環境に関する通報（運転不良、騒音、温熱環境不良等）及び機器の故障等による不具合発生の場合、速やかに原因を調査すること。また、要求水準未達が発生した場合も同様に、速やかに原因を調査すること。なお、調査の実施日は、事前に本市及び対象校と協議し、本市又は対象校が要望する日程で実施すること。
- (イ) 調査した結果、機器の故障等がなく、正常に運転していることが確認できた場合は、その旨を調査報告書として作成し、調査実施後3営業日以内に本市及び対象校に提出する。
- (ウ) 調査した結果、機器の故障等による不具合が確認できた場合は、その原因と改善方法等を調査報告書として作成し、調査実施後から5営業日以内に市及び対象校に提出し、改善方法や改善工事の実施日等について、本市及び対象校と協議し、承諾を得ること。

7. 不具合改善報告書

改善完了後3営業日以内に改善報告書を作成し、本市に提出して確認を得ること。

8. 機器一覧表

完成図書をもとに作成し、記載項目は学校名称・室外機設置場所・室内機設置場所・メーカー名・系統名・室外機室内機構成・品番・製造番号・圧縮機定格出力・定格燃費・冷媒種類・冷媒量・設置年月・冷房能力・暖房能力・熱源とする。提出時期は引渡し後、速やかとし、移設等により状況が変更となった場合は更新すること。

9. 機器位置、機器一覧を記載した平面図

完成図書をもとに作成し、記載項目は学校名称・室外機設置場所・室内機設置場所・冷房能力・暖房能力・配管系統・配線系統とする。提出時期は引渡し後、速やかとし、移設等により状況が変更となった場合は更新すること。

10. 年度収支計画書

本件契約の締結後、選定事業者の提案に基づき、本市と選定事業者で協議した上で、本市が決定する。

11. 年度収支報告書

本件契約の締結後、選定事業者の提案に基づき、本市と選定事業者で協議した上で、本市が決定する。

ただし、年度収支報告書には、以下に掲げる計算書類等を含むものとする。

- 1 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 条）第 435 条第 2 項に定める計算書類及び附属明細書
- 2 上記に係る公認会計士の監査報告書の写し
- 3 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書その他、本市が合理的に要求する書類

12. 年度業務実績報告書

- ・ 事業契約書に規定する当該期間の整備対象設備の維持管理業務に関する年度業務実績報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。
- ・ 上記の報告書の内容は、各事業年度の月次報告書の取りまとめ及び以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。
 - ▶ 対象校別の整備対象設備に係る年間エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分）
 - ▶ 整備対象設備の室外機別の年間運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の年間実績値（室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値）
 - ▶ 整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の総空調稼働時間（ただし、負荷率は「別紙 7 空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。）
 - ▶ フロン排出抑制法に基づく定期点検記録（提出は実施年のみとするが、修理、冷媒の充填・回収を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、冷媒漏えい点検記録簿に記録すること。）

【維持管理業務期間完了時】

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	維持管理業務期間完了時 機器一覧表	1	任意	
2	保管部品リスト	1	任意	
3	不具合調査報告書・ 不具合改善報告書一覧	1	任意	

1. 維持管理業務期間完了時機器一覧表

機器一覧表をもとに作成し、記載項目は維持管理業務期間中の状況・更新等を反映した維持管理業務期間完了時点の室外機設置場所・室内機設置場所・メーカー名・系統名・室外機室内機構成・品番・製造番号・圧縮機定格出力・冷媒種類・冷媒量・設置年月・冷房能力・暖房能力・熱源とすること。

2. 保管部品リスト

維持管理業務期間完了時点の保管部品リストを本市に提出すること。

3. 不具合調査報告書・不具合改善報告書一覧

維持管理業務期間中の不具合調査報告書及び不具合改善報告書を取りまとめて本市に提出すること。

別紙7 空調環境の標準提供条件

運用室内温度			
標準提供条件	場所	期間	温度(DB)
	屋内[°C]	冬季	22.0°C
		夏季	26.0°C

※大阪市都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）標準図機械設備工事特記仕様書より

小学校の提供日数と負荷率※ ¹				
標準提供 時期等	夏季	月	提供日数	負荷率
		6月	22	50
		7月	21	70
		8月	5	80
		9月	20	60
		10月	10	30
		合計	78	—
	冬季	11月	10	35
		12月	17	60
		1月	16	75
		2月	19	70
		3月	19	50
		合計	81	—
		標準提供時間※ ²		

中学校の提供日数と負荷率※ ¹				
標準提供 時期等	夏季	月	提供日数	負荷率
		6月	22	50
		7月	21	70
		8月	8	80
		9月	20	60
		10月	10	30
		合計	81	—
	冬季	11月	10	35
		12月	17	60
		1月	16	75
		2月	19	70
		3月	19	50
		合計	81	—
		標準提供時間※ ²		

- ※1 本表は、提案段階における消費エネルギー量の算定及び点検業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。
- なお、本表の各条件は、実施方針公表時点で想定しているものであり、入札公告までの間に精査を行い、変更をすることがある。
- ※2 授業時間は、小学校においては午前8時40分から午後3時10分、中学校においては午前8時50分から午後3時50分である。なお、夜間中学校（天満中学校、東生野中学校、天王寺中学校、心和中学校（令和6年4月開校））の授業時間は午後5時30分から午後8時00分である。ただし、計算上の取扱いの簡便化の観点から、小学校の標準提供時間は8時間/日、中学校の標準提供時間は9時間/日とする。

別紙8 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧

●小学校

※1 準備室を附帯する特別教室は、準備室を含め1室とする。

※2 基準となる教室の大きさ 1CR=64㎡ ※3 習熟度対応の特別教室等における能力追加分を含む。

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
1	北	滝川小学校	4	5	0
2	北	堀川小学校	10	3	11.5
3	北	西天満小学校	7	5	3
4	北	菅北小学校	4	6.5	1
5	北	豊崎東小学校	2	2	0.5
6	北	中津小学校	7	4	5
7	北	大淀小学校	1	1	0
8	北	豊仁小学校	2	0.5	0.5
9	北	豊崎小学校	1	0	2
10	北	扇町小学校	4	3	1
11	北	中之島小学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	3	5	0
12	吹田市	弘済小学校	6	5.5	1.5
13	都島	桜宮小学校	9	9	3.5
14	都島	中野小学校	4	7	0
15	都島	高倉小学校	12	8	7.5
16	都島	淀川小学校	2	4	0
17	都島	都島小学校	3	5	0
18	都島	内代小学校	6	6.5	2.5
19	都島	東都島小学校	9	7.5	3.5
20	都島	大東小学校	9	8	3.5
21	都島	友渕小学校	4	8	0
22	都島	友渕小学校（分校）	1	2	0
23	福島	福島小学校	3	4	0
24	福島	玉川小学校	2	2	0
25	福島	野田小学校	4	4	2
26	福島	吉野小学校	8	7	3.5
27	福島	大開小学校	5	7.5	0
28	福島	鷺洲小学校	3	6	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
29	福島	海老江東小学校	2	2	0
30	福島	海老江西小学校	4	6	1
31	福島	上福島小学校	4	6	2
32	此花	西九条小学校	8	5.5	3.5
33	此花	四貫島小学校	6	5	3
34	此花	島屋小学校	6	1	7.5
35	此花	梅香小学校	3	5	0
36	此花	高見小学校	9	10	3
37	此花	西島小学校	5	5.5	1
38	此花	春日出小学校	3	6	0
39	中央	玉造小学校	2	2.5	1.5
40	中央	南大江小学校	10	5.5	9
41	中央	中大江小学校	3	4	0
42	中央	開平小学校	5	3	2
43	中央	高津小学校	9	6.5	5.5
44	中央	南小学校	6	6	3
45	中央	中央小学校	6	2	6.5
46	西	西船場小学校	8	5	4
47	西	日吉小学校	7	4.5	3
48	西	九条南小学校	2	0	4
49	西	九条北小学校	5	5.5	2
50	西	本田小学校	4	0.5	6
51	西	堀江小学校	2	1	3
52	西	堀江小学校（分校）※令和6年4月開校	5	7.5	0
53	西	明治小学校	5	3.5	4
54	港	市岡小学校	2	4	0
55	港	磯路小学校	4	6.5	0
56	港	三先小学校	9	7	4.5
57	港	田中小学校	5	6	3
58	港	八幡屋小学校	4	6.5	0
59	港	波除小学校	5	6	3

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
60	港	築港小学校	6	6	2.5
61	港	南市岡小学校	2	1.5	0
62	港	弁天小学校	3	5	0
63	大正	三軒家西小学校	7	4	3.5
64	大正	泉尾東小学校	5	6	3
65	大正	中泉尾小学校	7	4	3.5
66	大正	北恩加島小学校	8	8	5
67	大正	南恩加島小学校	2	1	0.5
68	大正	鶴町小学校	5	4	0.5
69	大正	泉尾北小学校	4	6	0.5
70	大正	平尾小学校	8	4.5	3.5
71	大正	三軒家東小学校	5	6	0
72	大正	小林小学校	6	10.5	0
73	天王寺	真田山小学校	5	6	1.5
74	天王寺	味原小学校	9	4	6
75	天王寺	五条小学校	2	2	2
76	天王寺	聖和小学校	6	4	3.5
77	天王寺	大江小学校	8	3	6.5
78	天王寺	生魂小学校	3	3	2
79	浪速	栄小学校	1	0.5	0
80	浪速	大国小学校	10	6	9
81	浪速	敷津小学校	4	4	1
82	浪速	塩草立葉小学校	4	1	4.5
83	浪速	難波元町小学校	4	7.5	0
84	浪速	浪速小学校（日本橋小中一貫校）	2	4	0
85	西淀川	柏里小学校	3	6	0
86	西淀川	野里小学校	6	5.5	1
87	西淀川	姫里小学校	3	6	0
88	西淀川	姫島小学校	3	5	0
89	西淀川	福小学校	7	8.5	2
90	西淀川	大和田小学校	5	7.5	0
91	西淀川	川北小学校	3	2.5	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
92	西淀川	佃小学校	6	8.5	0
93	西淀川	香簀小学校	4	6	2
94	西淀川	御幣島小学校	8	6	9
95	西淀川	歌島小学校	4	6.5	0
96	西淀川	出来島小学校	7	1.5	6
97	西淀川	佃西小学校	9	8	3.5
98	淀川	神津小学校	3	6	0
99	淀川	田川小学校	5	4.5	0.5
100	淀川	加島小学校	9	1.5	19.5
101	淀川	三津屋小学校	4	3	3
102	淀川	新高小学校	6	7	1
103	淀川	野中小学校	5	4	5
104	淀川	十三小学校	10	10.5	3
105	淀川	三国小学校	5	5.5	0.5
106	淀川	北中島小学校	3	0	4.5
107	淀川	塚本小学校	2	2	0
108	淀川	東三国小学校	4	6.5	0
109	淀川	新東三国小学校	11	14	0
110	淀川	宮原小学校	6	7.5	2
111	東淀川	西淡路小学校（小中一貫 須賀の森学園）	4	3.5	0
112	東淀川	菅原小学校	4	7	0
113	東淀川	新庄小学校	5	7	0
114	東淀川	大隅東小学校	5	7.5	0
115	東淀川	豊里小学校	9	9	3.5
116	東淀川	啓発小学校（小中一貫校 むくのき学園）	3	3	0
117	東淀川	小松小学校	5	6.5	2
118	東淀川	下新庄小学校	5	8	0
119	東淀川	井高野小学校	1	2	0
120	東淀川	大桐小学校	5	7.5	2
121	東淀川	豊新小学校	3	5	0
122	東淀川	東井高野小学校	4	7	0
123	東淀川	大隅西小学校	4	6.5	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
124	東淀川	豊里南小学校	3	6	0
125	東淀川	大道南小学校	5	7	2
126	東成	東小橋小学校	3	2.5	0
127	東成	大成小学校	3	6	0
128	東成	中道小学校	4	2	6
129	東成	北中道小学校	4	7	0
130	東成	中本小学校	3	6	0
131	東成	東中本小学校	5	7.5	0
132	東成	今里小学校	5	7.5	0
133	東成	片江小学校	7	5	3.5
134	東成	神路小学校	4	5	1
135	東成	深江小学校	3	5	0
136	東成	宝栄小学校	3	6	0
137	生野	鶴橋小学校	3	4	1
138	生野	東桃谷小学校	5	7.5	0
139	生野	東中川小学校	5	4.5	1
140	生野	小路小学校	5	6	1.5
141	生野	東小路小学校	7	6	3.5
142	生野	巽小学校	4	6	1
143	生野	北巽小学校	4	6.5	0
144	生野	巽南小学校	8	6.5	3.5
145	生野	巽東小学校	4	6	0.5
146	生野	田島南小学校（田島南小中一貫校）	3	6	0
147	生野	大池小学校（小中一貫校 大池学園）	6	8	1
148	旭	清水小学校	4	6	2
149	旭	古市小学校	10	6	7.5
150	旭	大宮小学校	3	6	0
151	旭	高殿小学校	11	11.5	6
152	旭	大宮西小学校	4	4	1
153	旭	生江小学校	10	11.5	6.5
154	旭	城北小学校	14	15	10.5
155	旭	新森小路小学校	5	8	1

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
156	旭	太子橋小学校	3	2	4
157	旭	高殿南小学校	7	10.5	2
158	城東	榎並小学校	3	4.5	0
159	城東	関目小学校	5	6.5	1
160	城東	鯉江小学校	3	5	0
161	城東	聖賢小学校	5	2	5.5
162	城東	中浜小学校	5	7.5	0
163	城東	鳴野小学校	9	14.5	0
164	城東	城東小学校	6	4.5	4
165	城東	諏訪小学校	4	7	0
166	城東	すみれ小学校	9	5	7.5
167	城東	東中浜小学校	3	4	0
168	城東	放出小学校	3	6	0
169	城東	関目東小学校	10	7.5	4.5
170	城東	森之宮小学校	5	5.5	2
171	城東	鯉江東小学校	7	4.5	5.5
172	鶴見	榎本小学校	3	6	0
173	鶴見	茨田南小学校	2	3	0
174	鶴見	茨田北小学校	5	7.5	0
175	鶴見	鶴見小学校	5	4.5	1
176	鶴見	今津小学校	8	6	4.5
177	鶴見	茨田東小学校	5	4	4
178	鶴見	茨田西小学校	6	5.5	4
179	鶴見	横堤小学校	5	8	0
180	鶴見	みどり小学校	9	6.5	8
181	鶴見	鶴見南小学校	6	7.5	2.5
182	鶴見	茨田小学校	7	7.5	4
183	鶴見	焼野小学校	8	5.5	7
184	阿倍野	高松小学校	5	6.5	1
185	阿倍野	常盤小学校	4	6	1
186	阿倍野	常盤小学校（分校）	No. 185 に含む		
187	阿倍野	金塚小学校	5	7.5	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
188	阿倍野	晴明丘小学校	5	6	2
189	阿倍野	丸山小学校	5	7	0
190	阿倍野	阿倍野小学校	3	4.5	0
191	阿倍野	阪南小学校	4	8	0
192	阿倍野	長池小学校	4	6.5	0
193	阿倍野	苗代小学校	4	4.5	1
194	阿倍野	晴明丘南小学校	7	7	4
195	住之江	粉浜小学校	5	7	1
196	住之江	安立小学校	9	6.5	5
197	住之江	加賀屋小学校	5	6.5	0
198	住之江	住吉川小学校	6	6.5	4
199	住之江	北粉浜小学校	4	6	1
200	住之江	住之江小学校	6	5.5	5.5
201	住之江	平林小学校	6	8.5	0
202	住之江	加賀屋東小学校	7	11	0
203	住之江	新北島小学校	7	6	3.5
204	住之江	南港光小学校	12	9.5	7.5
205	住之江	南港桜小学校	3	6	0
206	住之江	清江小学校	4	6.5	0
207	住之江	南港みなみ小学校（咲洲みなみ小中一貫校）	1	2	0
208	住吉	東粉浜小学校	6	11	0
209	住吉	住吉小学校	9	29	2
210	住吉	長居小学校	3	2	2
211	住吉	依羅小学校	16	14	23.5
212	住吉	墨江小学校	6	7.5	2
213	住吉	遠里小野小学校	9	8	3.5
214	住吉	清水丘小学校	3	6	0
215	住吉	南住吉小学校	6	9	1
216	住吉	大空小学校	4	4.5	0
217	住吉	大領小学校	4	7	0
218	住吉	荻田小学校	5	7.5	0
219	住吉	山之内小学校	4	7	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
220	住吉	苅田南小学校	5	8	0
221	住吉	苅田北小学校	8	6	4.5
222	東住吉	北田辺小学校	1	2	0
223	東住吉	田辺小学校	1	0	1
224	東住吉	東田辺小学校	6	4	5
225	東住吉	南田辺小学校	5	7	0
226	東住吉	育和小学校	6	8.5	1
227	東住吉	鷹合小学校	4	6.5	0
228	東住吉	今川小学校	10	8.5	3.5
229	東住吉	矢田小学校（やたなか小中一貫校）	No. 367 に含む		
230	東住吉	矢田東小学校	11	7.5	8.5
231	東住吉	矢田西小学校	6	11	0
232	東住吉	矢田北小学校	12	16	5
233	東住吉	湯里小学校	4	6	1
234	柏原市	長谷川小学校	No. 369 に含む		
235	平野	喜連小学校	4	6.5	0
236	平野	平野小学校	5	6.5	4
237	平野	長吉小学校	4	6	0.5
238	平野	瓜破小学校	3	6	0
239	平野	加美小学校	4	6	1
240	平野	加美南部小学校	1	1	0
241	平野	平野南小学校	5	2	5
242	平野	長吉東小学校	9	5.5	5.5
243	平野	喜連西小学校	5	7.5	1
244	平野	長吉南小学校	5	7.5	0
245	平野	瓜破北小学校	4	7	0
246	平野	長原小学校	9	8	3.5
247	平野	喜連東小学校	7	9	2
248	平野	瓜破東小学校	9	7.5	3.5
249	平野	加美北小学校	6	7.5	2
250	平野	長吉出戸小学校	6	4	6
251	平野	瓜破西小学校	10	8.5	3.5

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
252	平野	加美東小学校	5	6.5	0
253	平野	川辺小学校	8	5.5	3.5
254	平野	新平野西小学校	4	8	0
255	西成	天下茶屋小学校	10	5.5	4.5
256	西成	岸里小学校	4	7	0
257	西成	玉出小学校	3	6	0
258	西成	千本小学校	5	7	2
259	西成	橘小学校	7	7.5	4
260	西成	長橋小学校	8	11.5	1.5
261	西成	北津守小学校	7	10.5	4
262	西成	南津守小学校	8	5	5.5
263	西成	新今宮小学校 (いまみや小中一貫校)	1	2	0
264	西成	まつば小学校	5	7	0
小学校 計			1386	1546.5	559

●中学校

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
265	北	北稜中学校	7	12	3
266	北	大淀中学校	6	12	0
267	北	豊崎中学校	6	11	2
268	北	新豊崎中学校	9	12	5.5
269	北	天満中学校	9	11	5
270	北	中之島中学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	3	7	0
271	吹田市	弘済中学校	3	4	0
272	都島	高倉中学校	2	3.5	0
273	都島	桜宮中学校	7	12.5	0
274	都島	都島中学校	6	12.5	0
275	都島	淀川中学校	8	8.5	5.5
276	都島	友渕中学校	8	12	3.5
277	福島	八阪中学校	6	9.5	2
278	福島	下福島中学校	8	4.5	12
279	福島	野田中学校	9	15.5	1
280	此花	春日出中学校	8	11.5	4
281	此花	梅香中学校	9	12	1
282	中央	東中学校	12	13.5	8
283	中央	南中学校	6	8.5	3.5
284	中央	上町中学校	6	11	0
285	西	西中学校	10	14.5	2
286	西	花乃井中学校	8	11	2
287	港	市岡中学校	7	13	0
288	港	港中学校	8	14	0
289	港	港南中学校	2	4.5	0
290	港	市岡東中学校	7	13	0
291	大正	大正東中学校	6	13	0
292	大正	大正中央中学校	15	15	7.5
293	大正	大正西中学校	7	13	2
294	大正	大正北中学校	7	12.5	0

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
295	天王寺	天王寺中学校	11	14	2.5
296	天王寺	夕陽丘中学校	9	5.5	5.5
297	天王寺	高津中学校	6	10	0
298	浪速	難波中学校	13	15.5	21.5
299	浪速	日本橋中学校（日本橋小中一貫校）	6	10.5	0
300	浪速	木津中学校	8	19	0
301	浪速	心和中学校 ※令和6年4月開校	3	6	0
302	西淀川	淀中学校	6	12	0
303	西淀川	西淀中学校	8	14	2
304	西淀川	歌島中学校	7	12.5	2
305	西淀川	佃中学校	9	13.5	2
306	淀川	十三中学校	7	14.5	0
307	淀川	新北野中学校	3	3.5	1
308	淀川	三国中学校	13	12.5	10.5
309	淀川	美津島中学校	3	0.5	5.5
310	淀川	宮原中学校	12	3.5	18.5
311	東淀川	淡路中学校（小中一貫 須賀の森学園）	16	22.5	3.5
312	東淀川	柴島中学校	1	3.5	0
313	東淀川	瑞光中学校	6	5.5	6.5
314	東淀川	中島中学校（小中一貫校 むくのき学園）	8	7.5	7.5
315	東淀川	東淀中学校	7	11.5	2
316	東淀川	井高野中学校	9	14	2
317	東淀川	新東淀中学校	11	16	2.5
318	東淀川	大桐中学校	8	11.5	1.5
319	東成	東陽中学校	2	2	2
320	東成	本庄中学校	14	12	12
321	東成	玉津中学校	12	11.5	8
322	東成	相生中学校	9	17	0
323	生野	大池中学校（小中一貫校 大池学園）	8	13.5	0
324	生野	桃谷中学校	9	15	1
325	生野	田島中学校（田島南小中一貫校）	3	7.5	0
326	生野	東生野中学校	10	13.5	4

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	C R ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
327	生野	巽中学校	10	13.5	2
328	生野	新生野中学校	8	12	2
329	生野	新巽中学校	6	10	0
330	旭	旭陽中学校	10	13.5	5
331	旭	大宮中学校	13	21	0
332	旭	旭東中学校	18	24	18.5
333	旭	今市中学校	12	12	8
334	城東	放出中学校	10	12.5	3.5
335	城東	蒲生中学校	7	12.5	1.5
336	城東	城陽中学校	13	13.5	3.5
337	城東	董中学校	11	11.5	5.5
338	城東	城東中学校	9	12	2
339	城東	鯉江中学校	3	4	2
340	鶴見	茨田中学校	2	5.5	0
341	鶴見	緑中学校	11	16	0
342	鶴見	茨田北中学校	7	14	0
343	鶴見	今津中学校	9	12.5	2
344	鶴見	横堤中学校	13	11	9
345	阿倍野	昭和中学校	1	3.5	0
346	阿倍野	文の里中学校	8	12	0
347	阿倍野	阪南中学校	11	11	7.5
348	阿倍野	松虫中学校	10	14	2
349	阿倍野	阿倍野中学校	13	11	10.5
350	住之江	住吉第一中学校	8	10.5	3
351	住之江	住之江中学校	15	21.5	4
352	住之江	新北島中学校	14	17.5	7
353	住之江	南港北中学校	11	18.5	0
354	住之江	南港南中学校 (咲洲みなみ小中一貫校)	7	13	0
355	住之江	真住中学校	9	14	2
356	住吉	三稜中学校	4	7.5	0
357	住吉	我孫子中学校	20	20	13
358	住吉	住吉中学校	16	23	20

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
359	住吉	大和川中学校	10	13	4
360	住吉	東我孫子中学校	21	26.5	10.5
361	住吉	墨江丘中学校	12	13.5	5.5
362	住吉	大領中学校	12	14	5
363	住吉	我孫子南中学校	8	12	14
364	東住吉	東住吉中学校	9	12.5	2
365	東住吉	中野中学校	2	1	2
366	東住吉	白鷺中学校	5	10.5	0
367	東住吉	矢田南中学校 (やたなか小中一貫校)	17	27	4
368	東住吉	矢田西中学校	10	17.5	0
369	柏原市	長谷川中学校	12	9.5	4.5
370	平野	長吉中学校	7	12	0
371	平野	加美中学校	4	7.5	0
372	平野	長吉西中学校	7	12.5	2
373	平野	喜連中学校	8	10	2.5
374	平野	長吉六反中学校	9	15.5	2
375	平野	瓜破西中学校	7	12.5	0
376	平野	加美南中学校	6	10	2
377	西成	天下茶屋中学校	7	12	0
378	西成	今宮中学校 (いまみや小中一貫校)	9	16	4
379	西成	成南中学校	6	11	0
380	西成	鶴見橋中学校	6	10.5	12
381	西成	玉出中学校	6	12	0
382	西成	梅南中学校	11	17.5	10
中学校 計			1002	1422.5	412.5

●義務教育学校

No.	区名	学校名	対象 室数 ※1	CR ^{※2} 数	
				新規 ^{※3}	更新
383	生野	生野未来学園	5	13	0
義務教育学校 計			5	13	0